

2020 年度

大 学 院 要 綱

(博士 前期・後期課程)

関 西 外 国 語 大 学

目 次

関西外国語大学大学院学則	4
関西外国語大学学位規程	17
履修規程	24
第1章 総則	24
第2章 単位の修得	24
第1節 授業時間	24
第2節 単位制	24
第3節 履修登録	25
第4節 出欠席の取扱	26
第5節 成績評価	27
第6節 他の大学院における授業科目の履修等	28
第7節 既修得単位認定の取扱	29
第3章 科目の履修	29
第1節 総則	29
第2節 専門科目	30
第3節 専門演習科目	30
第4節 自由科目	31
第5節 修士論文および特定の課題についての研究	31
第6節 博士論文	31
第4章 偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱	31
第5章 資格取得	32
第1節 教職課程	32
第6章 雑則	33
第7章 改廃	33
教育課程表	34
試験規程	37
第1章 総則	37
第2章 学期末試験	37
第3章 授業時間内試験	39
第4章 追試験	39
第5章 偶発的事故等が発生した場合の学期末試験の取扱	40
第6章 改廃	40

関西外国語大学大学院 学位論文作成要綱	41
第1章 総則	41
第2章 博士論文作成要綱	41
第1節 課程修了による学位論文	41
第2節 論文提出による学位	44
第3章 修士論文作成要綱	44
第1節 修士論文の作成と提出	44
第2節 特定の課題についての研究報告書作成と提出	46
第3節 修士にかかる最終試験	48
第4章 改廃	48
大学院学位(博士)論文審査願書	49
同上論文提出票	49
大学院学位(博士)申請書	50
同上論文提出票	50
大学院学位(修士)論文題目届	51
大学院学位(修士)論文審査願書	52
同上論文提出票	52
大学院特定課題研究報告書審査願書	53
同上提出票	53
関西外国語大学大学院における 研究指導などにかかる運用方針について	54
修士論文作成ガイドライン	59
関西外国語大学大学院 長期履修制度に関する規程	71
科目等履修生規程	73
研究生規程	75
学生細則	77
第1章 総則	77
第2章 学習の環境および秩序の維持等	77
第3章 証明書	78
第4章 入学誓約書、保証書、同意書の提出および学籍情報の登録、変更	79
第5章 学籍異動の手続	79
第6章 授業料その他納付金	81

第7章 公示および諸伝達	81
第8章 集会・行事および団体の設立等	81
第9章 学習・生活支援	82
第10章 保健衛生	82
第11章 通学時の遵守事項、通学方法と通学車両の登録	82
第12章 公欠および気象警報発令時の授業の取扱	83
第13章 進路・就職指導および職業紹介等	85
第14章 表彰	86
第15章 その他	86
学生懲戒規程	87
授業料その他納付金規程	89

関西外国語大学大学院学則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、関西外国語大学学則(以下「大学学則」という)第6条にもとづき、大学院に関する事項を定める。

(目的)

第 2 条 本学は、建学の理念に則り、公正な世界観にもとづき時代と社会の要請に応じていく実学の教授研究を通して、国際社会に貢献できる豊かな教養を備えた人材を育成することを目的とする。

2 本大学院は、前項の目的を達成するため、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人、地域等の知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある教養人等の人材を養成する。

(自己点検・評価等)

第 3 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、学校教育法第109条第1項に規定する教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等に関し必要な事項は自己点検・自己評価実施要項に定める。

(認証評価機関による評価)

第 4 条 本大学院は、前条の措置に加え、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関による認証評価を受ける。

2 認証評価は、7年以内の期間ごとに、適切な時期を設定して受ける。

(情報の公表)

第 5 条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって公表する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 6 条 本大学院は、授業および研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

2 教育内容等の改善のための組織的な研修に関し必要な事項は関西外国語大学ファカルティ・デベロップメント(FD)委員会規程に定める。

(大学院委員会)

第 7 条 本大学院に大学院委員会(以下「委員会」という)を置く。委員会は、学長、副学長、研究科長および大学院担当の教授をもって組織する。ただし、必要に応じてその他職員を加えることがある。

第 8 条 委員会は、教育研究に関する重要な事項について審議する機関であり、決定権者である学長に対して、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べる。

2 委員会は、学生の入学、修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で委員会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定するにあたり意見を述べる。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

- 4 委員会に関し必要な事項は大学院委員会規程に定める。ただし、第2項に規定する学長が定めるものについては学長裁定で定める。

(教員連絡会議)

第9条 本大学院に教育研究、大学運営等に関する事項について報告および連絡する機関として、教員連絡会議を置く。

- 2 教員連絡会議に関し必要な事項は教員連絡会議規程に定める。

(各種委員会)

第10条 各種委員会を置くことができる。

- 2 各種委員会に関し必要な事項は別に定める。

第2章 課程、研究科、専攻等

(課程)

第11条 本大学院に博士課程を置く。

- 2 博士課程は、前期2年および後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱う。
- 3 博士課程の前期2年の課程を博士前期課程、後期3年を博士後期課程と称する。

(課程の目的)

第12条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

- 2 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、または高度の専門性を要する職業等に必要能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科および専攻)

第13条 本大学院に、次の研究科および専攻を置く。

外国語学研究科 英語学専攻
言語文化専攻

(教育上の目的等)

第14条 本大学院の人材養成目的については、次の各号のとおり定める。

- (1) 博士前期課程では、高度な言語運用能力を基盤とし、国際社会に貢献する豊かな教養を備えた人材を養成することを目的とする。具体的には、グローバル社会において地域社会を支える、豊かな外国語コミュニケーション能力を備えた高度専門職業人としての中・高英語教員、また博士後期課程に進学し、知識基盤社会の中核となる専門人材としての教育能力と研究能力を兼ね備えた教育者(大学教員等)になるための素地を養成する。
 - (2) 博士後期課程では、高度な言語運用能力を基盤とし、国際社会に貢献する豊かな教養を備えた人材を育成することを目的とする。具体的には、今日のグローバル化社会において、教育を担う者としての自覚や意識の涵養と学生に対して教育を施すための確かな能力と自立して研究活動を行うことのできる能力を兼ね備えた教育者(大学教員等)などとして活躍できる優れた人材を養成する。
- 2 前項の教育上の目的等にかかる達成目標等を学生の態様に応じて定め、学生に明示する。

(入学定員および収容定員)

第 15 条 本大学院の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
外国語学研究科	英語学専攻	15	30	3	9
	言語文化専攻	20	40	3	9
合 計		35	70	6	18

第 3 章 修業年限、在学年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

第 16 条 博士課程の修業年限は5年とする。

2 博士前期課程の修業年限は2年とし、また博士後期課程の修業年限は3年とする。

(在学年限)

第 17 条 本大学院における在学年限は、博士前期課程は4年、博士後期課程は6年を超えることはできない。

(学年)

第 18 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第21条の規定により9月に入学した者の学年は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(学期)

第 19 条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から8月31日まで

秋学期 9月1日から翌年3月31日まで

(学生の休業日)

第 20 条 授業を行わない日(以下「休業日」という)は日曜日とする。

2 前項以外の休業日は、学長が第18条に規定する学年の初めに学年暦において定める。

3 学長は、必要がある場合、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時に定めることができる。

第 4 章 入 学

(入学の時期)

第 21 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、あらかじめ志願する者については、9月とすることができる。

(入学資格)

第 22 条 本大学院の博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) わが国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者であって、単位を優秀な成績で修得したと本大学院が認めた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

第23条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 修士の学位または専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) わが国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

第24条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別表第3に定める入学検定料および別に定める書類を添えて願出しなければならない。

（入学志願者の選抜）

第25条 前条の入学志願者については、大学院入学者選抜規程により選抜を行う。

（入学手続および入学許可）

第26条 前条の選抜による合格者は、委員会の議を経て、学長が決定する。

- 2 合格の通知を受けた者は、別に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに別表第4に定める入学金その他納付金を納めなければならない。
- 3 前項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。

（再入学）

第27条 本大学院への再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学年の始めにおいて相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項により再入学することのできる者は、第44条により本大学院を退学し2年以内の者とする。

（再入学の出願、入学者選考、入学手続および入学許可）

第28条 再入学の出願、入学者選考、入学手続および入学許可は、第21条および第24条から第26条までの規定を準用する。

第 5 章 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 29 条 本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文等に対する指導を行うなど、体系的に教育課程を編成する。

(教育方法)

第 30 条 本大学院の教育は、授業科目および学位論文等の作成に対する指導によって行う。

(成績評価基準等の明示等)

第 31 条 授業および研究指導の方法および内容ならびに1年間の授業および研究指導の計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

- 2 学修の成果および学位論文にかかる評価ならびに修了の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育課程の編成方法)

第 32 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 授業科目を専門科目、専門演習科目および自由科目に区分する。
- 3 授業科目および単位数は、別表第1および第2のとおり定める。

(単位計算方法)

第 33 条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義および演習については15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第 34 条 授業科目を履修し授業ごとに実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。成績評価は第40条にもとづき行う。

- 2 試験に関し必要な事項は大学院試験規程に定める。

(履修方法)

第 35 条 課程における履修方法に関し必要な事項は大学院履修規程に定める。

(履修科目の登録の上限)

第 36 条 学生が1学期間に履修科目として登録できる単位数の上限は、大学院履修規程に定める。

(教職課程)

第 37 条 本大学院の博士前期課程英語学専攻に教員免許状の資格を得させるための課程を置く。

- 2 中学校教諭一種免許状(英語)または高等学校教諭一種免許状(英語)の資格を有する者で、専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および同施行規則により定める別表第2に定める科目から24単位以上を修得しなければならない。

- 3 本大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

教員免許状の種類	免許教科
中学校教諭専修免許状	英語
高等学校教諭専修免許状	英語

- 4 履修方法に関し必要な事項は大学院履修規程に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 38 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合について準用する。

- 4 前 3 項に定める他の大学院の履修等に関し必要な事項は大学院履修規程に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 39 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により履修した単位を含む)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により授業科目について履修した単位は、10 単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。

- 3 他の大学院における修得単位および入学前の既修得単位は、合わせて 10 単位を超えないものとする。

- 4 前 3 項に定める入学前の既修得単位の認定等に関し必要な事項は大学院履修規程に定める。

(成績)

第 40 条 履修成績の基準は次のとおりとする。

優	100 点 ~ 80 点	}	合 格
良	79 点 ~ 70 点		
可	69 点 ~ 60 点		
不可	59 点 ~ 0 点		不 合 格

第 6 章 留学、休学および退学等

(留学)

第 41 条 留学とは、外国の大学院およびそれらに相当する高等教育機関との協定または合意にもとづき、当該大学院の授業科目を履修し、もしくは研究指導を受けることをいう。

- 2 本大学院が教育上有益と認めるときは、留学を希望する者に対して、学長が留学を許可する。

- 3 留学期間は 1 年を限度として本学の在学期間に算入する。

- 4 留学期間中、学生は授業料その他学生納付金を全額納入しなければならない。

- 5 留学期間中、留学先の大学院等において修得した単位は、第 38 条の規定を準用する。

(休学)

第 42 条 病気その他のやむを得ない理由により長期にわたって学修することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学期間は 1 学期または 1 学年を区分とし、博士前期課程は 2 年、博士後期課程は 3 年を超えることができない。

- 3 休学期間は在学期間に算入しない。
- 4 休学期間中は授業料および教育充実費の全額を免除する。ただし、別表第4に定める在籍料を納付しなければならない。
- 5 休学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(復学)

- 第43条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することができる。
- 2 復学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(退学)

- 第44条 病気その他のやむを得ない理由等自己都合により退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。ただし、死亡の場合は、保証人の届出により退学とする。
- 2 退学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(除籍)

- 第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。
- (1) 授業料その他納付金納付の義務を怠り届け出なくして滞納30日に及ぶ者
 - (2) 第17条に規定する在学年限を超えた者
 - (3) 第42条第2項に規定する休学期間を超えた者
 - (4) 行方不明者

第7章 課程の修了および学位の授与

(修了要件)

- 第46条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位34単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められたときには、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 第47条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に5年(博士前期課程または修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年間の在学期間を含む)以上在学し、所定の単位16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(博士前期課程あるいは修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程の2年の在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程または修士課程を修了した者の本大学院の当該課程の修了要件は、博士前期課程または修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の単位16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 第48条 博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで退学した者には、研究指導終了退学証明書を交付することができる。

(学位論文の審査および学位に関する試験の方法等)

- 第 49 条 修士論文または特定の課題についての研究成果(以下「修士論文等」という)は、本大学院に1年以上在学し、履修授業科目について所定の単位を修得した者があらかじめ修士論文等の主題とその研究計画書を提出しなければこれを提出することができない。
- 第 50 条 修士論文等の審査および試験は、本大学院の定める審査員によりこれを行う。
- 第 51 条 修士論文等は、専攻の専門分野における深い学識と研究能力とを証左するに足りるものをもって合格とする。
- 第 52 条 修士の学位に関する試験は、修士論文等の提出者の研究成果を確認する目的をもって修士論文等を中心として行う。
- 第 53 条 修士論文等審査および最終試験の方法等については、関西外国語大学学位規程に定める。
- 第 54 条 博士論文は、本大学院の博士後期課程を1年以内に修了する見込みの者が、あらかじめ博士論文の計画について指導教員の承認を得、かつ外国語の学力に関する検定に合格したうえでなければ、これを提出することができない。
- 第 55 条 博士論文の審査および試験は、本大学院の定める審査員によりこれを行う。
- 第 56 条 博士論文は、専攻分野について確かな教育能力および研究能力を兼ね備えた大学教員等として自立して活動を行うに必要な高度の教育能力および研究能力ならびにその基礎となる豊かな学識を証左するに足りるものをもって合格とする。
- 第 57 条 博士の学位に関する試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって博士論文を中心として行う。
- 第 58 条 博士論文審査および最終試験の方法等については、関西外国語大学学位規程に定める。

(学位の授与)

- 第 59 条 修士の学位は、第 46 条に定める修了要件を満たした者に、関西外国語大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。
- 第 60 条 博士の学位は、第 47 条に定める修了要件を満たした者に、関西外国語大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。

第 8 章 賞 罰

(表彰)

- 第 61 条 学生でよくその本分を尽くし、学力優秀、品行方正で他の学生の模範となる者は表彰する。
- 2 表彰に関し必要な事項は学生細則に定める。

(懲戒)

- 第 62 条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者には、行為の軽重と教育上の必要を考慮して、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および譴責とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は学生懲戒規程に定める。

第 9 章 長期履修制度

(長期履修)

- 第 63 条 学長は、学生が職業を有している等の事情により第 16 条に規定する修業年限を超えて計画的に履修し修了を希望する旨をあらかじめ申し出たときは、長期履修を認めることができる。
- 2 長期履修制度に関し必要な事項は大学院長期履修制度に関する規程に定める。

第 10 章 科目等履修、研究生および外国人留学生

(科目等履修生)

- 第 64 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院における授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限り、選考のうえ、学長が科目等履修生として許可する。
- 2 科目等履修生に関し必要な事項は大学院科目等履修生規程に定める。

(研究生)

- 第 65 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院において特定事項に関する研究を志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限り、選考のうえ、学長が研究生として許可する。
- 2 研究生に関し必要な事項は大学院研究生規程に定める。

(外国人留学生)

- 第 66 条 大学院教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第 11 章 学生納付金

(授業料その他納付金の納付)

- 第 67 条 学生は、別表第 4 に定める授業料その他納付金を所定の期日までに納めなければならない。
- 2 授業料その他納付金の分納、延納または減免については、願い出により、これを許可することができる。
- 3 授業料は、欠席中または停学中であってもこれを減免しない。
- 4 その他納付に関し必要な事項は大学院授業料その他納付金規程に定める。

(授業料その他納付金の返還)

- 第 68 条 既納の授業料その他納付金は、原則として返還しない。ただし、在籍する学期前にその期分の授業料その他納付金を前納していた場合で、その期が至る前に入学を辞退し、または退学もしくは休学を願い出たときについては、大学院授業料その他納付金規程に定めるところによる。
- 2 退学、除籍の者であっても既納の授業料その他納付金は返還しない。未納のときは、直ちに納めなければならない。
- 3 その他返還に関し必要な事項は大学院授業料その他納付金規程に定める。

第 12 章 奨学制度

(奨学制度)

- 第 69 条 本学に奨学制度を設ける。
- 2 奨学制度に関し必要な事項は別に定める。

第 13 章 研究指導施設等

(大学院学生研究室)

第 70 条 本大学院にその研究目的を達成するために学生研究室を設ける。

第 14 章 雑 則

(規程の準用)

第 71 条 この学則に定めるもののほか、本大学学則およびその他の規程を準用する。

(改 廢)

第 72 条 この学則の改廢は理事会が行う。

(細 則)

第 73 条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は別に定める。

附 則

本大学院学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

改 正	昭和 49 年 4 月 1 日	平成 3 年 9 月 15 日	平成 27 年 4 月 1 日
	昭和 51 年 4 月 1 日	平成 4 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	昭和 53 年 4 月 1 日	平成 5 年 4 月 1 日	2019 年 4 月 1 日
	昭和 54 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日	
	昭和 55 年 4 月 1 日	平成 11 年 4 月 1 日	
	昭和 56 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日	
	昭和 57 年 4 月 1 日	平成 13 年 4 月 1 日	
	昭和 59 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日	
	昭和 60 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日	
	昭和 63 年 4 月 1 日	平成 17 年 12 月 1 日	
	平成 元年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日	
	平成 2 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日	

附 則

この学則の改正は、2020 年 1 月 1 日から施行する。(2019 年 11 月 16 日改定)

別表第1 授業科目(第32条関係)

博士前期課程 英語学専攻

科目区分	授業科目	単位数
専門科目	形態論・統語論研究	4
	意味論・語用論研究	4
	英米文学・英米文化研究	4
	第二言語習得論研究	2
	コミュニケーション文法論	2
	英語学習達成度測定・評価研究	2
	英語教員・学習者論研究	2
	英語コミュニケーション研究 A	2
	英語コミュニケーション研究 B	2
	英語教育特別研究 A	2
	英語教育特別研究 B	2
	英語教育特別研究 C	2
	英語教育特別研究 D	2
	英語学特別研究 A	2
	英語学特別研究 B	2
	英語学特別研究 C	2
	英語学特別研究 D	2
	英語学特別研究 E	2
専門演習科目	総合演習 I A	2
	総合演習 I B	2
	総合演習 II A	2
	総合演習 II B	2
	修士論文	4
	特定課題研究	4

博士前期課程 言語文化専攻

科目区分	授業科目	単位数
専門科目	形態論・統語論研究	4
	意味論・語用論研究	4
	第二言語習得論研究	2
	コミュニケーション文法論	2
	スペイン語教授法 A	2
	スペイン語教授法 B	2
	イペロアメリカ文学・文化研究 A	2
	イペロアメリカ文学・文化研究 B	2
	イペロアメリカ政治・経済研究 A	2
	イペロアメリカ政治・経済研究 B	2
	日本語形態論・統語論研究	4
	日本語意味論・語用論研究	4
	日本語表現法	2
	日中対照言語学研究	2
	日本語教授法 A	2
	日本語教授法 B	2
	グローバル・コミュニケーション研究 A	2
	グローバル・コミュニケーション研究 B	2
	英語ビジネス・コミュニケーション A	2
	英語ビジネス・コミュニケーション B	2
	国際関係学研究	4
	国際ビジネス研究	4
	マーケティング研究	4
	通訳技法 A	2
	通訳技法 B	2
	翻訳技法 A	2
	翻訳技法 B	2
	言語文化特別研究 A	2
	言語文化特別研究 B	2
	言語文化特別研究 C	2
	言語文化特別研究 D	2
	言語文化特別研究 E	2
グローバル・コミュニケーション特別研究 A	2	
グローバル・コミュニケーション特別研究 B	2	
グローバル・コミュニケーション特別研究 C	2	
グローバル・コミュニケーション特別研究 D	2	
グローバル・コミュニケーション特別研究 E	2	
専門演習科目	総合演習 I A	2
	総合演習 I B	2
	総合演習 II A	2
	総合演習 II B	2
	修士論文	4
	特定課題研究	4

別博士後期課程 英語学専攻

科目区分	授業科目	単位数
専門科目	英語学特別研究ⅠA	2
	英語学特別研究ⅠB	2
	英語学特別研究ⅡA	2
	英語学特別研究ⅡB	2
	英語教育学特別研究ⅠA	2
	英語教育学特別研究ⅠB	2
	英語教育学特別研究ⅡA	2
	英語教育学特別研究ⅡB	2
専門演習科目	特別総合演習ⅠA	2
	特別総合演習ⅠB	2
	特別総合演習ⅡA	2
	特別総合演習ⅡB	2
自科目	高等教育論	2
	大学教員論	2

博士後期課程 言語文化専攻

科目区分	授業科目	単位数
専門科目	言語文化特別研究ⅠA	2
	言語文化特別研究ⅠB	2
	言語文化特別研究ⅡA	2
	言語文化特別研究ⅡB	2
	日本語学特別研究ⅠA	2
	日本語学特別研究ⅠB	2
	日本語学特別研究ⅡA	2
	日本語学特別研究ⅡB	2
専門演習科目	特別総合演習ⅠA	2
	特別総合演習ⅠB	2
	特別総合演習ⅡA	2
	特別総合演習ⅡB	2
自科目	高等教育論	2
	大学教員論	2

別表第2 大学が独自に設定する科目(第32条、第37条関係)

免許状の種類 (教科)	免許法に定める 最低修得単位数	教科および教科の指導法に関する科目	単位数
中学校教諭 専修(英語) 高等学校教諭 専修(英語)	24	形態論・統語論研究	4
		意味論・語用論研究	4
		英米文学・英米文化研究	4
		第二言語習得論研究	2
		コミュニケーション文法論	2
		英語学習達成度測定・評価研究	2
		英語教員・学習者論研究	2
		英語コミュニケーション研究A	2
		英語コミュニケーション研究B	2
		英語教育特別研究A	2
		英語教育特別研究B	2
		英語教育特別研究C	2
		英語教育特別研究D	2

別表第3 入学検定料(第24条、第63条、第64条関係)

対象年度入学者	区 分	納付金種別	金 額
全学生対象	博士前期課程	入学検定料	30,000円
	博士後期課程	入学検定料	30,000円
	科目等履修生	受入検定料	10,000円
	研 究 生	受入検定料	10,000円

別表第4 入学金、授業料その他納付金(第26条、第28条、第42条、第63条、第64条、第66条関係)

対象年度入学者	区 分	納付金種別	金 額 (年額)
全学生対象	博士前期課程	入 学 金	250,000円 *1
		授 業 料	500,000円
		教育充実費	150,000円
	博士後期課程	入 学 金	250,000円 *2
		授 業 料	500,000円
		教育充実費	150,000円
	休 学 者	在 籍 料	50,000円 *3
	科目等履修生	登 録 料	10,000円 *4
		履 修 料	10,000円 *5
	研 究 生	登 録 料	10,000円 *4
研 修 料		40,000円 *6	

1. 本学学部から本大学院博士前期課程に入学する者および再入学する者の入学金は、150,000円とする。
2. 本大学院博士前期課程から進学する者の入学金は、これを徴収しない。
3. 在籍料は、1学期分の金額とする。
4. 登録料は、当該年度1回のみ徴収する。
5. 履修料は、1単位あたりの金額とする。
6. 研修料は、1学期分については当該金額の半額とする。ただし、関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程第3条に規定する海外の協定締結大学または教育機関からの学生等および本学が認めた者は、これを徴収しない。
7. 別表第4に規定するもののほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

関西外国語大学学位規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西外国語大学大学院(以下「本大学院」という)学則第 59 条および第 60 条、ならびに関西外国語大学(以下「本大学」という)学則第 51 条第 2 項の規定にもとづき、本大学院および本大学において授与する学位の種類、論文審査その他学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類および専攻分野等)

第 2 条 本大学院において授与する学位は、博士および修士とする。

2 博士および修士の学位に付記する専攻分野名について、研究科の専攻ごとに次の各号のとおり定める。

(1) 博士の学位を授与するにあたっては、研究科の専攻ごとに次に掲げるものから最も適切な専攻分野名を付記する。

研究科名	専攻名	学位(専攻分野名)
外国語学研究科	英語学専攻	博士(英語学)
		博士(英語教育)
	言語文化専攻	博士(言語学)
		博士(言語文化)
		博士(日本語学)
		博士(文化人類学)
		博士(比較文化学)

(2) 修士の学位を授与するにあたっては、研究科の専攻ごとに次に掲げるものから最も適切な専攻分野名を付記するものとする。

研究科名	専攻名	学位(専攻分野名)
外国語学研究科	英語学専攻	修士(英語学)
		修士(英語教育)
	言語文化専攻	修士(言語文化)
		修士(日本語学)
		修士(英語ビジネス・コミュニケーション)

第 3 条 本大学において授与する学位は、学士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野名について、学部の学科等ごとに次のとおり定める。

学部名	学科等	学位(専攻分野名)
英語キャリア学部	英語キャリア学科	学士(英語キャリア)
	英語キャリア学科小学校教員コース	学士(教育)
外国語学部	英米語学科	学士(英語学)
	スペイン語学科	学士(スペイン語学)
英語国際学部	英語国際学科	学士(英語国際)

第 4 条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、本大学の名称を付記する。

(博士の学位授与要件)

第 5 条 博士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本大学院学則第 47 条に規定する期間在学して所定の単位 16 単位以上を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格した者(以下「課程博士」という)
- (2) 大学院の課程を経ないで前号に掲げる者と同等以上の学力を有することが確認され、博士論文の審査および最終試験に合格した者(以下「論文博士」という)

(修士の学位授与要件)

第 6 条 修士の学位は、本大学院学則第 46 条に規定する期間在学して所定の単位 34 単位以上を修得し、修士論文または特定課題研究の審査および最終試験に合格した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第 7 条 学士の学位は、本大学学則第 17 条に規定する修業年限在学し、同学則第 50 条に規定する卒業所要単位を修得して卒業した者に授与する。

第 2 章 博士の学位

第 1 節 課程修了による学位

(課程博士の論文提出資格)

- 第 8 条 第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる博士論文は、博士後期課程に 2 年(優れた研究業績を上げた者については、大学院委員会(以下「委員会」という)が指定する期間)以上在学して研究指導を受け、本大学院学則第 47 条に定める単位を修得し、あらかじめ論文計画書を委員会へ提出するとともに、外国語の学力に関する認定に合格すれば、提出することができる。
- 2 委員会の承認を必要とする前項の博士論文計画は、博士論文提出の少なくとも 1 年前(優れた研究業績を上げた者については半年)に研究指導教員の承認を受けておかなければならない。
 - 3 その他必要事項は「学位論文作成要綱」に定める。

(課程博士の論文審査請求)

- 第 9 条 博士論文の審査を請求する者は、研究指導教員の承認を得て、別に定める博士論文審査願、博士論文提出票、博士論文 3 部、博士論文日本語要旨 3 部、博士論文外国語要旨 3 部(博士論文と異なる外国語)、本籍地(外国人の場合は国籍)の記載された履歴書および教育研究業績書を添え、指定の期日までに学長あてに提出しなければならない。
- 2 本大学院の博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得した者が退学後に学位申請論文の提出資格を得ようとする場合は、再入学申請時に資格申請のための論文を提出しなければならない。この場合、資格申請のための論文は、学位申請論文の提出能力があることを示すものでなければならない。
 - 3 前項により、再入学後に学位申請論文の提出が認められた者は、第 5 条第 1 項に定める者に準じて取り扱う。

(課程博士の論文審査)

第 10 条 博士論文の審査は、学長が指名した審査委員が行う。

- 2 審査委員は、主査および当該論文に関連ある大学院設置基準第 9 条第 2 項に規定する資格を有する教員 2 名以上で構成する。ただし、本学および他大学等の大学院設置基準第 9 条第 2 項に準ずる資格を有する教員等を審査委員に加えることができる。

(課程博士にかかる最終試験)

第 11 条 第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる最終試験は、博士論文を提出した者の研究成果を確認することを目的に、前条に規定する審査委員が当該博士論文を中心にして関連事項を含め口頭試問および母語を除く 2 カ国語の外国語能力に関する認定により総合的に判断する。

- 2 口頭試問は、原則公開にて行う。ただし、必要に応じて、外国語能力を確認するため筆記試験を課すことができる。

(課程博士の論文審査等の期間)

第 12 条 博士論文の審査および最終試験は、当該論文を受理したときから、原則 1 年以内に終了するものとする。ただし、必要がある場合は、期間を短縮または延長することができる。

(審査の終了報告)

第 13 条 審査委員は、博士論文の審査および最終試験が終了したときは、文書で学長に速やかに報告しなければならない。

(課程博士の授与の決定)

第 14 条 学長は、委員会の議を経て学位授与の可否を決定する。

第 2 節 論文提出による学位

(論文博士の学位申請)

第 15 条 第 5 条第 1 項第 2 号の規定により博士の学位を得ようとする者(以下この節において「学位申請者」という)は、別に定める学位申請書、博士論文提出票、博士論文 3 部、博士論文日本語要旨 3 部、博士論文外国語要旨 3 部(論文と異なる外国語)、住民票等本籍地(外国人の場合は国籍)を証明できる書類、履歴書、教育研究業績書および審査手数料 250,000 円を添え、学長に提出しなければならない。

- 2 博士論文の審査のために必要があるときは、関係資料の提出を求めることができる。
- 3 学長は、委員会の中から 3 名以上の委員を指名し、その意見を踏まえ学位申請の受理の可否を決定する。
- 4 博士論文が受理された場合は、納付された審査手数料を返還しない。

(論文博士の論文の審査前の学力の確認等)

第 16 条 前条の学位申請を受理したときは、当該申請者について、外国語および専攻分野に関する学力に関する確認を行った後に博士論文の審査を行う。

- 2 外国語および専攻分野に関する学力の確認は、2 カ国語以上について、原則として筆記試験によって行う。
- 3 学長は、学歴および教育研究業績等により学力の確認を行い得ると認めるときは、第 2 項の試験の全部または一部を免除することができる。

(論文博士の論文の審査および学位の授与等)

第 17 条 学位申請者の博士論文の審査、最終試験および学位の授与の決定等については、第 10 条、第 11 条、第 13 条および第 14 条の規定を準用する。

- 2 博士論文の審査および最終試験は、当該論文の受理の決定をしたときから、原則 6 か月以内に終了するものとする。ただし、必要がある場合は、期間を短縮または延長することができる。

第 3 節 学位授与報告および博士論文の公表

(学位授与報告)

第 18 条 学長は、第 14 条または第 17 条の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 か月以内に所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(論文要旨等の公表)

第 19 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、当該学位の授与にかかる論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(論文の公表)

第 20 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与にかかる論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表していたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、委員会の議を経て、当該博士の学位の授与にかかる論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、求めに応じて閲覧に供し得るよう、論文の全文を管理しておかなければならない。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、インターネットにより行う。

第 3 章 修士の学位

(修士論文の提出資格)

第 21 条 第 6 条に掲げる修士論文は、博士前期課程に 1 年以上(優れた業績を上げた者については、半年以上)在学し、所定の授業科目について 20 単位以上を修得した者または修士論文審査終了までに 30 単位を修得する見込みのある者が、あらかじめ研究指導教員の承認を得た論文題目を指定の期日までに学長に届け出ていれば、提出することができる。

- 2 その他必要事項は「学位論文作成要綱」に定める。

(修士論文審査請求)

第 22 条 修士論文の審査を請求する者は、研究指導教員の承認を得て、別に定める修士論文審査願、修士論文提出票、修士論文 3 部、修士論文日本語要旨 3 部、修士論文外国語要旨(日本語以外の 1 カ国語)3 部を添え、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 修士論文の審査のために必要があるときは、関係資料の提出を求めることができる。

(修士論文の審査)

第 23 条 修士論文の審査は、学長が指名した審査委員が行う。

- 2 審査委員は、主査および当該論文に関連ある大学院設置基準第 9 条第 1 項に規定する資格を有する教員 2 名以上で構成する。

(修士にかかる最終試験)

第 24 条 第 6 条に掲げる最終試験は、審査委員が修士論文を中心にして関連事項を含め口頭試問により総合的に判断する。

- 2 口頭試問は、原則公開にて行う。ただし、必要に応じて、外国語能力を確認するため筆記試験を課することができる。

(修士論文審査等の期間)

第 25 条 修士論文の審査および最終試験は、在学期間内に終了するものとする。

(特定の課題についての研究の審査等)

第 26 条 本大学院学則第 46 条第 2 項にもとづく特定の課題についての研究を行う場合は、本章の「修士論文」を、「特定の課題についての研究」と読み替えるものとする。

(審査の終了報告および修士の授与の決定等)

第 27 条 審査等の終了の報告および修士の学位授与の手続等については、第 13 条および第 14 条の規定を準用する。

第 4 章 学位の取消その他

(学位の取消)

第 28 条 学長は、本大学院において博士または修士の学位を授与した者が次の各号のいずれかに該当したとき、委員会の議を経て、学位の授与を取り消して学位記を返還させ、その旨を公表する。

- (1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき
- (2) 名誉を汚辱する行為があったとき

(学位論文の保存)

第 29 条 審査を終了した学位論文は、本学図書館に保存する。

(学位記の様式)

第 30 条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(雑 則)

第 31 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に指示する。

(改 廃)

第 32 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

- 1 本規程は、昭和 54 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 2 従来の学位規程(昭和 48 年 4 月 1 日制定)は、昭和 54 年 3 月 31 日をもって失効する。

改正 平成 元 年 4 月 1 日
平成 2 年 4 月 1 日
平成 3 年 9 月 15 日
平成 16 年 4 月 1 日
平成 16 年 9 月 16 日
平成 17 年 12 月 1 日
平成 19 年 4 月 1 日
平成 26 年 4 月 1 日

附 則

1. この学位規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学位規程は、平成 27 年 4 月入学生から適用し、それ以前の入学者については、従前どおりとする。

別表1 大学院の博士後期課程を修了した場合

学位記

関西外国
語大学印

氏名

 年 月 日生

右は本学大学院外国語学研究科博士後期課程○○○専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士(○○○)の学位を授与する

(和暦)○○年○○月○○日

関西外国語大学学長 ○○ ○○ 学長印

課程博 第○○○号

別表2 論文提出による場合

学位記

関西外国
語大学印

氏名

 年 月 日生

右は本学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士(○○○)の学位を授与する

(和暦)○○年○○月○○日

関西外国語大学学長 ○○ ○○ 学長印

論文博 第○○○号

別表3 大学院の博士前期課程を修了した場合

学位記

関西外国
語大学印

氏名

 年 月 日生

右は本学大学院外国語学研究科博士前期課程○○○専攻の課程を修了したので修士(○○○)の学位を授与する

(和暦)○○年○○月○○日

関西外国語大学
学長 ○○ ○○ 学長印

第○○○号

別表4 学部を卒業した場合

学位記

関西外国
語大学印

氏名

 年 月 日生

右は本学○○○○学部○○○○学科において所定の課程を修め卒業したので学士(○○○○)の学位を授与する

(和暦)○○年○○月○○日

関西外国語大学
学長 ○○ ○○ 学長印

第○○○○○○号

関西外国語大学大学院履修規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学大学院学則(以下「学則」という)にもとづき、入学から修了までの授業科目(以下「科目」という)の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

第 2 章 単位の修得

第 1 節 授業時間

(Semester制)

第 2 条 科目の開講方法は、Semester制とする。

2 本規程におけるSemester制とは、春学期または秋学期の各学期をもって各科目を完結させる制度のことをいう。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は表 1 に定める。

表 1 授業時間

第 1 限	第 2 限	第 3 限	第 4 限	第 5 限	第 6 限
9:00～10:30	10:45～12:15	13:15～14:45	15:00～16:30	16:40～18:10	18:20～19:50
休憩	15分	60分	15分	10分	10分

第 2 節 単位制

(単位の修得)

第 4 条 当該学期に履修登録を行った科目(以下「履修科目」という)について単位を修得することができる。

2 履修科目の単位を修得するためには、授業の受講および授業外学修を行い、学則第 40 条の規定にしたがって 60 点以上の成績評価を取得しなければならない。

3 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。

4 履修科目の単位の認定は、各学期の基準日に在学している場合に行う。各学期の基準日は次の号に定める。

(1) 春学期は 8 月 31 日。

(2) 秋学期は 2 月末日。

5 授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストないし小テスト等各種の試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

(博士前期課程の修了要件)

第 5 条 博士前期課程を修了するには、英語学専攻、言語文化専攻ともに、専門科目 22 単位以上、専門演習科目 8 単位を含め 30 単位以上を修得のうえ、修士論文または特定課題研究の 4 単位を合わせ、計 34 単位を修得しなければならない。

2 修士論文執筆等のため修業年限を超えて在学する場合は、在学延長願を学長に提出しなければならない。

(博士後期課程の修了要件)

第 6 条 博士後期課程を修了するには、英語学専攻、言語文化専攻ともに、専門科目 8 単位以上、専門演習科目 8 単位を含め 16 単位以上を修得のうえ、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

2 所定の年限在学し、所定の単位を修得のうえ必要な研究指導を受けていたとしても、博士論文の審査および最終試験に合格しない場合は、研究指導終了退学となる。

3 博士論文執筆等のため修業年限を超えて在学する場合は、在学延長願を学長に提出しなければならない。

第 3 節 履修登録

(履修登録の定義)

第 7 条 履修登録とは、履修する科目を、自らの責任において、WEB 学修支援システムを通じて登録することをいう。

(履修登録の方法)

第 8 条 履修登録は学期ごとに行い、所定の期間内に完了しなければならない。

2 所定の期間内に履修登録を行わなかった場合は、当該学期における登録はなかったものとし、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得できない。

3 履修登録は、授業外学修に要する学修時間を考慮するとともに、博士前期課程は原則 2 年間、博士後期課程は原則 3 年間の研究および学位論文執筆計画を立て、修了要件、資格等の要件を自ら確認したうえで慎重に行わなければならない。

4 履修科目はあらかじめ研究指導教員等と相談のうえ決定し、履修した科目は各自が責任をもって修得しなければならない。

5 本規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、履修登録ガイダンス時に配付する「履修マニュアル」によって公示する。

(履修確認)

第 9 条 履修登録とは、WEB 学修支援システムにおける履修登録の最終手続として、申請登録ボタンを押すことをいう。

2 履修確認は、自らが責任をもって所定の期間内に必ず行わなければならない。

3 履修確認後は、登録した科目の変更や追加等は一切認められない。

(履修登録単位数の上限)

第 10 条 各学期に履修できる単位数は、16 単位を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院研究科長が必要と判断した場合は、各学期に 16 単位を超える履修を認めることがある。

(配当年次)

第 11 条 配当年次とは、当該科目が履修可能となる学年次をいう。上位配当年次の科目は履修できないが、下位配当年次の科目は履修できる。

2 前項の規定にかかわらず、特に教育研究上有益と判断した場合は、上位配当年次の科目の履修を認めることがある。

(不開講科目等)

第 12 条 年度や学期によって開講されない科目や集中講義となる科目がある。

2 登録者が著しく少ない科目は不開講となることがある。

(単位既修得科目)

第 13 条 単位を修得した科目は、原則として再度履修することはできない。ただし、大学院研究科長が指示した科目は、この限りではない。

(同一時限重複履修)

第 14 条 当該学期の同一時限に重複して科目を履修することはできない。

(授業料その他納付金未納者の履修登録等の取扱)

第 15 条 授業料その他納付金未納者は、当該学期の履修登録は無効となり、単位修得はもとより、学位論文および特定の課題についての研究成果の提出は認められない。

第 4 節 出欠席の取扱

(学生証の携帯)

第 16 条 授業への出席に際しては、常時、学生証を携帯しなければならない。

2 学生証不携帯は、担当教員の判断により欠席として取り扱われることがある。

(授業中の途中退出)

第 17 条 授業運営の妨げになるため、原則として授業中に教室から退出してはならない。やむを得ない事情により退出する場合は、担当教員に許可を得なければならない。

(公欠)

第 18 条 公欠は、学生細則第 36 条の規定にしたがう。公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容(中間テスト等各種の試験やレポートの提出を含む)を免除するものではない。

(傷病等欠席)

第 19 条 傷病等欠席とは、感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条に定めるものに限る)を除く傷病等で 1 か月未満欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)を担当教員に提出しなければならない。ただし、学生細則第 37 条に定める公欠には該当しない。

(長期欠席)

第 20 条 長期欠席とは 1 か月を超えて欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)等を添えて教務部に長期欠席届を提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

第 5 節 成績評価

(成績評価)

第 21 条 履修科目の成績は、学期末試験、中間テスト等の試験、レポート、授業への参加度等を総合して評価する。具体的な評価基準は、履修する科目の担当教員より授業計画書(コース・シラバス)にて公示する。

2 学期末試験、授業時間内試験、追試験等の取扱は、「大学院試験規程」に定める。

(成績発表)

第 22 条 成績は、学期ごとに通知する。成績の発表は点数表記とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

2 通知方法は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。

3 当該年度履修科目および過年度単位修得科目を、成績通知表に表記する。

(Grade Point)

第 23 条 履修科目の成績点数に応じて、相応する Grade Point を付与する。Grade Point の付与基準は表 2 に定める。

表 2 Grade Point の付与基準

成績点数	Grade Point
100 ~ 97	4.0
96 ~ 93	
92 ~ 90	3.7
89 ~ 87	3.3
86 ~ 83	3.0
82 ~ 80	2.7
79 ~ 77	2.3
76 ~ 73	2.0
72 ~ 70	1.7
69 ~ 67	1.3
66 ~ 63	1.0
62 ~ 60	0.7
59 ~ 0	0.0

(Grade Point Average)

第 24 条 学生が学修の成果を自ら検証するための指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という)を算出する。

2 GPA を算出するための対象科目 (以下「GPA 対象科目」という)は、原則として卒業要件単位に算入する全科目とする。ただし、単位認定科目等、成績点数の表記がない科目は除外する。

3 GPA の算出方法は、表 3 のとおり定める。

表 3 GPA の算出方法

$$\text{GPA} = \frac{\text{(GPA 対象科目の Grade Point} \times \text{単位数) の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

- 4 GPA は、当該学期に履修した科目のみを算入する「学期 GPA」と、入学後に履修したすべての科目を算入する「累積 GPA」に分ける。

(Letter Grade)

第 25 条 履修成績を英文成績証明書に表記する場合は、履修科目の成績点数に応じて、相応する Letter Grade を用いる。Letter Grade の基準は表 4 に定める。

表 4 Letter Grade の基準

成績点数	Letter Grade
100 ~ 97	A+
96 ~ 93	A
92 ~ 90	A-
89 ~ 87	B+
86 ~ 83	B
82 ~ 80	B-
79 ~ 77	C+
76 ~ 73	C
72 ~ 70	C-
69 ~ 67	D+
66 ~ 63	D
62 ~ 60	D-
59 ~ 0	F
単位認定科目	T

第 6 節 他の大学院における授業科目の履修等

(単位認定の申請手続)

第 26 条 認定科目の手続は、教務部からその都度指示する。

- 2 指定した期日までに教務部に申請しなければならない。期日を経過した場合、申請は認められない。
- 3 他の大学院における修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書、講義概要、および本学所定の修得単位認定申請書(教務部に置く)を提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、本学が必要と判断した場合は、別途報告書や資料等の提出を求めることができる。

(認定対象科目)

第 27 条 学則第 38 条の規定にもとづき、本大学院学生の他の大学院における修得単位について、申請手続書類をもとに総合的に判断し、本大学院科目より認定科目を決定する。

(認定単位数)

第 28 条 本人の申請にもとづき、10 単位(博士後期課程は 6 単位)を超えない範囲で認定を行う。

(認定基準)

- 第 29 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。
- 2 修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合や、成績評価が低い場合は、単位を認定しないことがある。
 - 3 単位の認定にあたり、本学が必要と判断した科目については、試験等を課すことがある。

第 7 節 既修得単位認定の取扱

(単位認定の申請手続)

- 第 30 条 単位認定の手続は、教務部からその都度指示する。
- 2 指定した期日までに教務部に申請しなければならない。期日を経過した場合、申請は認められない。
 - 3 入学前の大学院における既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書、講義概要、および本学所定の既修得単位認定申請書(教務部に置く)を提出しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、本学が必要と判断した場合は、別途報告書や資料等の提出を求めることができる。

(認定対象科目)

- 第 31 条 学則第 39 条の規定にもとづき、入学前の大学院における既修得単位について、申請手続書類をもとに総合的に判断し、本大学院科目より認定科目を決定する。

(認定単位数)

- 第 32 条 本人の申請にもとづき、10 単位(博士後期課程は 6 単位)を超えない範囲で認定を行う。
- 2 前節および本節の認定得単位数は、合わせて 10 単位(博士後期課程は 6 単位)を超えないものとする。

(認定基準)

- 第 33 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。
- 2 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合や、成績評価が低い場合は、単位を認定しないことがある。
 - 3 単位の認定にあたり、本学が必要と判断した科目については、試験等を課すことがある。

第 3 章 科目の履修

第 1 節 総則

(教育課程表)

- 第 34 条 教育課程表は、別表 5 に定める。

(科目名称)

- 第 35 条 科目の末尾に表示されているローマ数字 I から IV は、科目のレベルを表す。原則として、小さい数字の科目の単位を修得しておかなければ、続く大きい数字の科目を履修できない。ただし、特定科目および個別の許可申請により研究科長が履修を認めた科目は、この限りではない。
- 2 科目の末尾に表示されているアルファベット A から E は、科目の種類を表す。アルファベットの順序にかかわらず、履修希望科目を任意に選択することができる。

(開講学期)

- 第 36 条 科目の開講学期は、開講年度の時間割に定める。
- 2 一部の科目は、通年開講や集中講義とする場合がある。

第 2 節 専門科目

(博士前・後期課程の専門科目の教育課程編成方針)

- 第 37 条 博士前期課程英語学専攻では、専門科目において高度な英語運用能力を育成するとともに、あわせて言語の持つ構造、意味、機能などの理論や、第二言語としての英語の教授法、第二言語習得理論などの領域の基礎的な知識の習得をめざす。
- 2 博士前期課程言語文化専攻では、専門科目において高度な外国語運用能力を育成するとともに、あわせて言語の持つ構造、意味、機能などの理論や、第二言語としてのスペイン語あるいは日本語の教授法、第二言語習得理論、あるいは言語コミュニケーションなどの領域の基礎的な知識の習得をめざす。
- 3 博士後期課程英語学専攻では、専門科目において高度な英語運用能力を育成するとともに、あわせて言語の持つ構造、意味、機能などの理論、第二言語としての英語教育における領域の知識の深化・高度化をめざす。
- 4 博士後期課程言語文化専攻では、専門科目において高度な外国語運用能力を高めるとともに、あわせて言語の持つ構造、意味、機能などの理論、第二言語としての言語教育における領域の知識の深化・高度化をめざす。

(専門科目の修了要件)

- 第 38 条 博士前期課程では、英語学専攻、言語文化専攻ともに、専門科目の中から 22 単位以上を修得しなければならない。
- 2 博士後期課程では、英語学専攻、言語文化専攻ともに、専門科目の中から 8 単位以上を修得しなければならない。
- 3 博士前期課程英語学専攻における専修免許状取得のための履修方法については、第 5 章「資格取得」に定める。

第 3 節 専門演習科目

(博士前・後期課程の専門演習科目の教育課程編成方針)

- 第 39 条 博士前期課程英語学専攻では、専門演習科目において高度な英語運用能力をもとに、英語学、英語教育における幅広い専門分野の基礎的な知識の習得をはじめ、学位論文作成にあたって論理的・批判的思考力、論文作成技法などの習得をめざす。
- 2 博士前期課程言語文化専攻では、専門演習科目において高度な外国語運用能力をもとに、言語学、言語教育、言語コミュニケーションなどにおける幅広い専門分野の基礎的な知識の習得をはじめ、学位論文作成にあたって論理的・批判的思考力、論文作成技法などの習得をめざす。
- 3 博士後期課程英語学専攻では、専門演習科目において高度な英語運用能力をもとに、英語学、英語教育における幅広い専門分野の知識を深化させ、自立して高度な研究を遂行できる学究的能力を身につけることができるよう、研究指導教員等による指導のもと、学位論文の完成をめざす。

- 4 博士後期課程言語文化専攻では、専門演習科目において高度な外国語運用能力をもとに、言語学、言語教育における幅広い専門分野の知識を深化させ、自立して高度な研究を遂行できる学究的能力を身につけることができるよう、研究指導教員等による指導のもと、学位論文の完成をめざす。

(専門演習科目の修了要件)

第 40 条 博士前期課程では、英語学専攻、言語文化専攻ともに、「総合演習 I A」「総合演習 I B」「総合演習 II A」「総合演習 II B」の 4 科目計 8 単位について、配当年次にしたがってすべて修得しなければならない。

- 2 博士後期課程では、英語学専攻、言語文化専攻ともに、「特別総合演習 I A」「特別総合演習 I B」「特別総合演習 II A」「特別総合演習 II B」の 4 科目計 8 単位について、配当年次にしたがってすべて修得しなければならない。

第 4 節 自由科目

(博士後期課程の自由科目の教育課程編成方針)

第 41 条 博士後期課程では、自由科目において教育を担う者としての自覚や意識の涵養と学生に対して教育を施すための確かな能力と、自立して研究活動を行うことができる能力を兼ね備えた大学教員等を養成することから、その素地として、高等教育制度、大学評価など高等教育に関する知識、および大学教員職としての学識などに関する知識の習得をめざす。

- 2 自由科目の修得単位は、修了要件単位には算入しない。

第 5 節 修士論文および特定の課題についての研究

(博士前期課程「修士論文」および「特定の課題についての研究」)

第 42 条 「修士論文」および「特定の課題についての研究」の選択は各研究指導教員の指導方針による。

- 2 英語学専攻、言語文化専攻ともに、「修士論文」または「特定の課題についての研究」のうち、いずれか 4 単位を修得しなければならない。
- 3 「修士論文」または「特定の課題についての研究」の作成、執筆にあたっては、「学位論文作成要綱」を順守しなければならない。
- 4 「修士論文」または「特定の課題についての研究」の審査基準は、「学位論文作成要綱」に定める。

第 6 節 博士論文

(「博士論文」)

第 43 条 博士論文の作成・執筆にあたっては、「学位論文作成要綱」を順守しなければならない。

- 2 博士論文の審査基準は、「学位論文作成要綱」に定める。

第 4 章 偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱

(偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱)

第 44 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学生細則第 37 条、第 38 条、第 39 条および第 40 条の規定にもとづき、表 6 の措置を講ずる。

- (1) 大阪府下に特別警報（大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報をいう）または暴風警報が発表された場合。

(2) 台風の接近等により学生細則に定める公共交通機関が運休した場合。

(3) ストライキにより京阪電鉄が運休した場合。

2 第1項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由がある場合は、教務委員会の判断により臨時に休講の措置を講ずることがある。

表6 偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱

警報およびストライキ等の解除時刻	授業の取扱
午前7時までに解除された場合	第1限目から授業を行う
午前11時までに解除された場合	第1・2限目は休講とし、第3限目から授業を行う
午前11時を過ぎて解除された場合	終日休講とする

第5章 資格取得

第1節 教職課程

(免許状の種類)

第45条 本大学院において取得できる免許状の種類は、表7に定める。

表7 免許状の種類および教科

研究科名	専攻名	教員免許状の種類	免許教科
外国語学研究科	英語学専攻 (博士前期課程)	高等学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	英語

(基礎資格・所要資格および最低修得単位数)

第46条 免許を取得するための基礎資格・所要資格および最低修得単位数は、表8に定める。

表8 免許を取得するための基礎資格・所要資格および最低修得単位数

基礎資格	修士の学位を有すること		
所要資格	高等学校教諭一種免許状(英語)または中学校教諭一種免許状(英語)授与の所要資格を有する者		
免許状の種類	免許法で定める単位数		本学で定める単位数
	高等学校教諭 専修	中学校教諭 専修	高等学校教諭 中学校教諭 専修(英語)
免許法で規定する科目	24	24	24
教科又は教職に関する科目	24	24	24

(履修方法)

第 47 条 本大学院の開設科目のうち、表 9 に定める科目の中から 24 単位以上を修得しなければならない。

表 9 大学が独自に設定する科目

免許状の種類 (教科)	免許法に定める 最低修得単位数	教科および教科の指導法に関する科目	単位数	必修	選択	備考	
中学校教諭 専修(英語) 高等学校教諭 専修(英語)	24	形態論・統語論研究	4		○	1科目4単位 以上を修得す ること	
		意味論・語用論研究	4		○		
		英米文学・英米文化研究	4		○		
				第二言語習得論研究	2	○	
				コミュニケーション文法論	2	○	
				英語学習達成度測定・評価研究	2	○	
				英語教員・学習者論研究	2	○	
				英語コミュニケーション研究 A	2	○	
				英語コミュニケーション研究 B	2	○	
				英語教育特別研究 A	2	○	
				英語教育特別研究 B	2	○	
				英語教育特別研究 C	2	○	
				英語教育特別研究 D	2	○	

第 6 章 雑則

(雑則)

第 48 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度指示する。

第 7 章 改廃

(改廃)

第 49 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(平成 25 年 12 月 12 日制定)

平成 27 年 4 月 1 日施行(平成 27 年 2 月 8 日改定)

平成 28 年 4 月 1 日施行(平成 28 年 2 月 27 日改定)

附 則

1. 本規程の改正は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

別表 5 教育課程表

博士前期課程 英語学専攻

科目区分	授業科目	配当年次	単位数
専門科目	形態論・統語論研究	1	4
	意味論・語用論研究	1	4
	英米文学・英米文化研究	1	4
	第二言語習得論研究	1	2
	コミュニケーション文法論	1	2
	英語学習達成度測定・評価研究	1	2
	英語教員・学習者論研究	1	2
	英語コミュニケーション研究 A	1	2
	英語コミュニケーション研究 B	1	2
	英語教育特別研究 A	1	2
	英語教育特別研究 B	1	2
	英語教育特別研究 C	1	2
	英語教育特別研究 D	1	2
	英語学特別研究 A～E	1	2
専門演習科目	総合演習 I A	1	2
	総合演習 I B	1	2
	総合演習 II A	2	2
	総合演習 II B	2	2
	修士論文	2	4
	特定課題研究	2	4
<p>※摘要事項</p> <p>1. 専門科目から 22 単位以上、専門演習科目 8 単位を含め 30 単位以上を修得のうえ、修士論文または特定課題研究 4 単位を合わせ、計 34 単位以上を修得すること。</p> <p>2. 専門科目の「英語学特別研究 A～E」は、原則として留学先大学院の学修等に係る単位認定対象科目とする。</p>			

博士前期課程 言語文化専攻

科目区分	授業科目	配当年次	単位数
専門科目	形態論・統語論研究	1	4
	意味論・語用論研究	1	4
	第二言語習得論研究	1	2
	コミュニケーション文法論	1	2
	スペイン語教授法 A	1	2
	スペイン語教授法 B	1	2
	イペロアメリカ文学・文化研究 A	1	2
	イペロアメリカ文学・文化研究 B	1	2
	イペロアメリカ政治・経済研究 A	1	2
	イペロアメリカ政治・経済研究 B	1	2
	日本語形態論・統語論研究	1	4
	日本語意味論・語用論研究	1	4
	日本語表現法	1	2
	日中対照言語学研究	1	2
	日本語教授法 A	1	2
	日本語教授法 B	1	2
	グローバル・コミュニケーション研究 A	1	2
	グローバル・コミュニケーション研究 B	1	2
	英語ビジネス・コミュニケーション A	1	2
	英語ビジネス・コミュニケーション B	1	2
	国際関係学研究	1	4
	国際ビジネス研究	1	4
	マーケティング研究	1	4
	通訳技法 A	1	2
	通訳技法 B	1	2
	翻訳技法 A	1	2
	翻訳技法 B	1	2
	言語文化特別研究 A～E	1	2
グローバル・コミュニケーション特別研究 A～E	1	2	
専門演習科目	総合演習 I A	1	2
	総合演習 I B	1	2
	総合演習 II A	2	2
	総合演習 II B	2	2
	修士論文	2	4
	特定課題研究	2	4
<p>※摘要事項</p> <p>1. 専門科目から 22 単位以上、専門演習科目 8 単位を含め 30 単位以上を修得のうえ、修士論文または特定課題研究 4 単位を合わせ、計 34 単位以上を修得すること。</p> <p>2. 専門科目の「言語文化特別研究 A～E」、「グローバル・コミュニケーション特別研究 A～E」は、原則として留学先大学院の学修等に係る単位認定対象科目とする。</p>			

博士後期課程 英語学専攻

科目区分	授業科目	配当年次	単位数
専門科目	英語学特別研究Ⅰ A	1	2
	英語学特別研究Ⅰ B	1	2
	英語学特別研究Ⅱ A	1	2
	英語学特別研究Ⅱ B	1	2
	英語教育学特別研究Ⅰ A	1	2
	英語教育学特別研究Ⅰ B	1	2
	英語教育学特別研究Ⅱ A	1	2
	英語教育学特別研究Ⅱ B	1	2
専門演習科目	特別総合演習Ⅰ A	2	2
	特別総合演習Ⅰ B	2	2
	特別総合演習Ⅱ A	3	2
	特別総合演習Ⅱ B	3	2
自由科目	高等教育論	1	2
	大学教員論	1	2
<p>※摘要事項</p> <p>専門科目から8単位以上、専門演習科目8単位を含め16単位以上を修得し、博士論文の審査、最終試験に合格すること。</p>			

博士後期課程 言語文化専攻

科目区分	授業科目	配当年次	単位数
専門科目	言語文化特別研究Ⅰ A	1	2
	言語文化特別研究Ⅰ B	1	2
	言語文化特別研究Ⅱ A	1	2
	言語文化特別研究Ⅱ B	1	2
	日本語学特別研究Ⅰ A	1	2
	日本語学特別研究Ⅰ B	1	2
	日本語学特別研究Ⅱ A	1	2
	日本語学特別研究Ⅱ B	1	2
専門演習科目	特別総合演習Ⅰ A	2	2
	特別総合演習Ⅰ B	2	2
	特別総合演習Ⅱ A	3	2
	特別総合演習Ⅱ B	3	2
自由科目	高等教育論	1	2
	大学教員論	1	2
<p>※摘要事項</p> <p>専門科目から8単位以上、専門演習科目8単位を含め16単位以上を修得し、博士論文の審査、最終試験に合格すること。</p>			

大 学 院 試 験 規 程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

- 第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学大学院学則第 34 条第 2 項の規定にもとづき、学期末試験、授業時間内試験、追試験、および偶発的事故が発生した場合の学期末試験の取扱等に関し必要な事項を定める。
- 2 本規程に定めるもの以外の必要事項は、その都度指示する。

第 2 章 学期末試験

(学期末試験の取扱)

- 第 2 条 学期末試験とは、各学期の授業終了後に実施する試験をいう。
- 2 学期末試験は、試験期間を A 日程と B 日程の 2 期に分けて実施する。
- 3 試験日程の設定および時間割等は、その都度指示する。

(受験資格)

- 第 3 条 学期末試験は、履修登録している科目についてのみ受験資格が与えられる。
- 2 前項の規定にかかわらず、試験時に休学または停学中の者、および当該学期の授業料その他納付金を納めていない者は、受験資格を有しない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該科目の受験資格を失う。
- (1) 学生証または受験許可証を携帯していない者。
- (2) 試験開始後 20 分を超えて遅刻した者。
- (3) 試験監督者の指示に従わない者。
- (4) 当該科目の試験において、不正行為を行った者。
- 4 前項第 1 号に関し学生証を所持しない者は、試験開始前までに教務部にて受験許可証の交付を受けることができる。受験途中で学生証の不携帯が発覚した場合は、当該試験の受験許可証は発行しない。受験許可証は、同一試験期間内に 3 回を限度として交付される。

(受験者の義務)

- 第 4 条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。
- (1) 試験監督者の指示に従わなければならない。
- (2) 試験開始 10 分前までに試験室に入室し、速やかに着席しなければならない。
- (3) 机には、学生証または受験許可証、筆記用具、時計(計時機能のみ)以外のものは置いてはならない。筆箱は机上または机の中に置いてはならない。
- (4) 学生証は、ケースから出し、机の右上(長机の場合は通路側)に写真が見えるよう置かなければならない。
- (5) 試験開始 5 分前までには、机上は許可されたものだけの状態にしなければならない。
- (6) 許可されたもの以外は、すべてカバン等に入れ、座席の足下に置かなければならない。

- (7) 携帯情報端末機は、電源を切っておかなければならない。
- (8) 答案用紙の所属、学年、学籍番号、氏名等は、試験開始直後に記入しなければならない。問題用紙と答案用紙が分かれている場合、問題用紙にも同様に記入しなければならない。
- (9) 試験出席票には、所定の事項のみを速やかに記入しなければならない。
- (10) 試験開始後 30 分を経過するまで退室してはならない。
- (11) 退室する場合は、本人が、指定された場所に答案を提出しなければならない。問題用紙と答案用紙が分かれている場合、問題用紙も同様に提出しなければならない。

(答案の無効)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する答案は、無効とする。

- (1) 本規程第 3 条に定める受験資格を有していない場合。
- (2) 受験開始後に、学生証または受験許可証の不携帯が発覚した場合。
- (3) 学籍番号と氏名が記入されていない場合。
- (4) そのほか、前各号に準ずる場合。

(試験時間)

第 6 条 1 科目の試験時間は原則として 70 分間とする。ただし、50 分間で試験を行う場合がある。試験時間割は表 1 に定める。

表 1 学期末試験時間割表

【A 日程】		【B 日程】	
第 1 限	9 : 10 ~ 10 : 20	第 1 限	9 : 20 ~ 10 : 30
第 2 限	10 : 55 ~ 12 : 05	第 2 限	10 : 50 ~ 12 : 00
第 3 限	13 : 25 ~ 14 : 35	第 3 限	12 : 50 ~ 14 : 00
第 4 限	15 : 10 ~ 16 : 20	第 4 限	14 : 20 ~ 15 : 30
第 5 限	16 : 50 ~ 18 : 00	第 5 限	15 : 50 ~ 17 : 00
第 6 限	18 : 30 ~ 19 : 40	第 6 限	17 : 20 ~ 18 : 30

(不正行為)

第 7 条 学期末試験における不正行為とは、原則として、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。ただし、物的証拠は必ずしも必要としない。

- (1) 本人以外が受験した場合。
- (2) カンニングペーパーを使用または貸借した場合。
- (3) 答案を交換または見せた場合。
- (4) 他者の答案を覗き見または写した場合。
- (5) 机上や所持品等に事前に受験科目の内容に関する書き込み (電子媒体含む) を行い、それを使用した場合。
- (6) 口頭または筆談あるいは動作等により受験者同士の話し合いを行った場合。
- (7) 携帯情報端末機等を使用した場合。
- (8) 持込が許可されていないものを、カバン等以外の場所 (机上、机の中、衣服の中等) に所持または使用した場合。
- (9) 持込が許可されたものを貸借した場合。
- (10) 答案用紙、試験出席票に必要事項以外を記入した場合。

- (11) 答案用紙の学籍番号、氏名を偽った場合。
 - (12) 故意に答案を無記名で提出した場合。
 - (13) 持ち帰りや破棄など答案を提出しなかった場合。
 - (14) 答案の提出を本人以外の者が行った場合。
 - (15) 試験時間中および試験時間の前後にわたり監督者の指示、勧告、警告等に従わない場合。
 - (16) そのほか、前各号に準ずる場合。
- 2 試験監督者は、不正行為(疑いを含む)を発見した場合、当該受験者の受験を直ちに中止させ、本人を同行して所轄委員会に報告する。
 - 3 所轄委員会は、不正行為の事実認定を行う。事実認定にあたっては、当該受験者のみならず、関与するすべての者を対象とする。
 - 4 不正行為と判断された場合は、当該学期の全履修科目の成績評価はすべて0点となり、追試験の受験資格を失う。

第 3 章 授業時間内試験

(授業時間内試験の取扱)

- 第 8 条 担当教員が授業時間内に任意に行う中間テストないし小テスト等各種の試験の取扱は、本規程第 2 章「学期末試験」の必要条項を準用する。
- 2 授業時間内に行われる試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価はすべて0点となる。

第 4 章 追試験

(追試験の取扱)

- 第 9 条 追試験とは、学期末試験を受験しなかった者のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、大学院研究科長が承認した者が受験できる試験をいう。
 - (1) 傷病等の場合(診断書または病状証明書(所定様式)の提出を要する)。
 - (2) 学生細則第 38 条に定める公欠の場合。
 - (3) 通学にかかわる交通機関が運休または延着した場合(交通機関の証明書の提出を要する)。
 - (4) 災害その他避けることのできない事由等で大学院研究科長がやむを得ない事情と判断した場合。
- 2 前項の各号のいずれかの事由に該当し、追試験の受験を希望する者は、所定期間内に当該事由に該当する証明書等および追試験受験許可願を教務部に提出しなければならない。
- 3 当該試験の申請手続、受験可否、試験日、時間割等は、その都度指示する。
- 4 当該試験の成績評価は、学期末試験に準じる。
- 5 当該試験を欠席した者に対して、再度追試験は行わない。
- 6 追試験料は 1 科目 1,500 円とする。指定期日までに納入しない場合は、受験資格を失う。ただし、大学院研究科長が認めた場合に限り、追試験料を免除することがある。
- 7 当該試験の取扱は、本規程第 2 章「学期末試験」の必要条項を準用する。

第 5 章 偶発的事故等が発生した場合の学期末試験の取扱

(偶発的事故等が発生した場合の学期末試験の取扱)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、大学院履修規程第 44 条を準用し、表 2 の措置を講ずる。

- (1) 大阪府下に特別警報(本条において、大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報をいう)または暴風警報が発表された場合。
 - (2) 台風の接近等により学生細則に定める公共交通機関が運休した場合。
 - (3) ストライキにより京阪電鉄が運休した場合。
- 2 特別警報または暴風警報が大阪府下以外で発表された場合、当該警報が発表された市町村に学生が居住するときの取扱は、教務委員会がその都度指示する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由がある場合は、教務委員会の判断により試験日程の延期または中止の措置を講じることがある。延期の場合、変更後の試験日程で受験できない者には、本規程第 9 条(追試験の取扱)の規定を準用する。

表 2 偶発的事故等が発生した場合の学期末試験の取扱

警報およびストライキ等の解除時刻	学期末試験の取扱
午前 7 時まで解除された場合	第 1 限目から試験を行う
午前 11 時まで解除された場合	第 1・2 限目は延期または中止とし、第 3 限目から試験を行う
午前 11 時を過ぎて解除された場合	すべて延期または中止する

第 6 章 改廃

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程の改正は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

関西外国語大学大学院 学位論文作成要綱

第 1 章 総則

(趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、学位論文作成にあたっての計画、提出、審査の基準等に関し必要な事項を定める。
- 2 この要綱に定める以外の必要事項は、別途指示する。

第 2 章 博士論文作成要綱

第 1 節 課程修了による学位論文

(博士論文提出までのスケジュール)

- 第 2 条 博士論文計画書の提出から学位授与までのスケジュールは、原則として表 1 のとおり定める。
- 2 書類の提出の遅延は、如何なる理由でも認められない。

表 1

内容	年次	提出期限		提出先
		4月入学生	9月入学生	
博士論文計画書提出	2年次	11月末日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	4月15日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	教務部
博士論文題目提出	3年次	4月末日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	9月末日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	教務部
博士論文提出		11月末日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	4月15日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	教務部
口頭試問		1月中旬～1月下旬	7月初旬～7月中旬	
学位授与		3月(修了式)	8月(修了式)	

(博士論文計画書)

- 第 3 条 博士論文を提出しようとする者は、博士後期課程 2 年次に学位規程第 8 条にもとづき、博士論文計画書を提出しなければならない。
- 2 博士論文計画書は、研究指導教員の指示のもと作成しなければならない。
- 3 計画が不完全な場合は、再提出を指示することがある。この場合は、論文提出が計画より 1 年遅れることがある。
- 4 博士論文計画書に必要な項目は原則として次の各号のとおり定める。
- (1) 「序」の部分で論文の目的を明示するとともに、論文を書くにあたっての問題点等を簡潔に整理すること。
- (2) 論文の中心部分を以下の項目にしたがい説明すること。
- ① 研究の必要性を略述すること。
- ② 論文の関連研究分野での重要な先行研究を略述して、論文の立脚点を明確にすること。

- ③ 論文の議論に用いられる方法論とその妥当性について述べること。
 - ④ 論文の議論で取り上げない部分や分野などの除外項目について述べること。
 - ⑤ 仮説を立てて論じる場合の依拠する理論、データ、調査方法等を略述すること。
- (3) 本論文にかかる研究発表や著書等(既発表と計画中共に)のアウトラインを、発表時期、学会等を含めて略述すること。
- (4) 当該専門分野に関する貢献、目標の独創性、関連学会への寄与等を明示すること。
- (5) 博士論文完成までのスケジュールを明記すること。
- (6) 計画書作成時点での参考書目の一覧を示すこと。

(博士論文題目)

第 4 条 博士論文を提出しようとする者は、博士後期課程3年次に博士論文題目を提出しなければならない。

2 博士論文題目提出後、題目の変更は原則として認められない。

(外国語の学力に関する認定)

第 5 条 博士論文を提出しようとする者は、学位規程第8条に規定する提出資格を満たしたうえで、原則として次の各号のいずれかの試験において設定された得点または資格を獲得していなければならない。

- (1) TOEFL 600 点(iBT100 点)以上
- (2) DELE C1 以上
- (3) 日本語能力試験 N1
- (4) TOEIC 900 点以上
- (5) 英検準1級

2 前項の条件充足の確認のため、博士論文提出予定者は各試験結果の写しを、博士論文提出日までに教務部へ提出しなければならない。提出できない場合は、外国語の試験を課すことがある。

(博士論文の書式等)

第 6 条 博士論文の使用言語は、原則として英語学専攻は英語または日本語、言語文化専攻は日本語、スペイン語、英語の中から1言語を選択しなければならない。

2 博士論文の様式は、次の各号のとおり定める。

- (1) 英語またはスペイン語の場合は、パーソナルコンピュータを使用し、A4版(書式設定40文字×30行)で、余白は上下右側30ミリ、左側35ミリに、文字の大きさは11または12ポイントに設定し、半角文字で作成しなければならない。
- (2) 日本語の場合は、パーソナルコンピュータを使用し、A4版(書式設定40文字×30行)で、余白は上下右側30ミリ、左側35ミリに、文字の大きさは10.5または11ポイントに設定し、全角文字で作成しなければならない。
- (3) 論文は製本したものを提出しなければならない。製本日数に約2週間程度必要とするため、提出期限に間に合うよう注意しなければならない。
- (4) 論文の要旨は日本語に加え、日本語以外の2カ国語によるA4版10枚程度の要旨を作成しなければならない。

(博士論文の提出書類)

第 7 条 博士論文を提出する者は、指定の期日までに、研究指導教員の承認を得て、本条第 2 項に定める必要書類を教務部へ提出しなければならない。

2 博士論文の提出に必要な書類は、次の各号のとおり定める。

- (1) 博士論文審査願
- (2) 博士論文提出票
- (3) 博士論文 3 部
- (4) 博士論文日本語要旨 3 部 (A4 判 10 枚程度)
- (5) 博士論文要旨 3 部 (日本語以外の 2 カ国語でそれぞれ A4 判 10 枚程度)
- (6) 本籍地 (外国人の場合は国籍) の記載された履歴書および教育研究業績書
 - ① 学歴は大学卒業から最終学歴まで記入する。
 - ② 教育研究業績は、修士論文、学会誌や紀要等での発表論文 (頁数をつける) を記入する。
 - ③ 口頭発表は、題目、学会、研究会の名称、開催地と発表年月日を記入する。
 - ④ 翻訳は、著者、原題をつける。
 - ⑤ 日本語と英語以外の言語による発表は、日本語訳をつける。
 - ⑥ 紀要、学会誌などは発行機関名を明記する。

3 博士論文の提出にかかわる博士論文審査願、博士論文提出票は様式第 1、第 2 に定める。

(博士論文の審査基準)

第 8 条 博士論文の審査基準は、次の各項のとおり定める。

- 2 テーマ設定および研究方法は先行研究を踏まえていなければならない。
- 3 当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要な資料またはデータの収集が的確に行われていなければならない。
- 4 文献の分析、解釈が的確であり、表現、表記が正確、かつ適切であり、論旨に論理性と明確性と一貫性があり、独創的な結論が提示されていなければならない。
- 5 文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨、目次、章立て、引用、注等に関して体裁が整っていないといけない。
- 6 当該研究分野における研究を発展させるに足る知見を有する論文であり、主要部分が学会誌や学術誌等に掲載されているか、あるいは掲載される水準でなければならない。

(課程博士にかかる最終試験)

第 9 条 博士にかかる最終試験は、次の各号のとおり定める。

- (1) 学位規程第 11 条に規定する最終試験は、当該博士論文を中心にして関連事項を含めた口頭試問を、審査委員、その他の教員、学生などが出席し、原則として公開にて行う。
- (2) 母語を除く 2 カ国語の外国語能力は、原則として博士論文要旨にもとづき認定を行う。ただし、必要に応じて外国語能力を確認するため筆記試験を課すことができる。
- (3) 審査委員は、主査 1 名、副査 2 名の計 3 名とする。
- (4) 審査日程・場所は、別途指示する。

第 2 節 論文提出による学位

(博士論文の書式等)

第 10 条 博士論文の書式等は、第 6 条の規定を準用する。

(論文博士の提出書類)

第 11 条 学位規程第 5 条第 1 項第 2 号の規定により博士論文を提出しようとする者は、指定の期日までに、本条第 2 項に定める必要書類を教務部へ提出するとともに、次条の審査手数料を納付しなければならない。

2 博士論文の提出に必要な書類は、次の各号のとおり定める。

- (1) 学位申請書
- (2) 博士論文提出票
- (3) 博士論文 3 部
- (4) 博士論文日本語要旨 3 部 (A4 判 10 枚程度)
- (5) 博士論文要旨 3 部 (日本語以外の 2 カ国語でそれぞれ A4 判 10 枚程度)
- (6) 住民票等本籍地 (外国人の場合は国籍) を証明できる書類
- (7) 履歴書および教育研究業績書
 - ① 学歴は大学卒業から最終学歴まで記入する。
 - ② 教育研究業績は、修士論文、学会誌や紀要等での発表論文 (項数をつける) を記入する。
 - ③ 口頭発表は、題目、学会、研究会の名称、開催地と発表年月日を記入する。
 - ④ 翻訳は、著者、原題をつける。
 - ⑤ 日本語と英語以外の言語による発表は、日本語訳をつける。
 - ⑥ 紀要、学会誌などは発行機関名を明記する。

3 博士論文の提出にかかわる学位申請書、博士論文提出票は様式第 3、第 4 に定める。

(論文博士の審査手数料)

第 12 条 前条により学位申請論文の審査を受けようとする者は、審査料 250,000 円を納付しなければならない。

(論文博士の審査基準)

第 13 条 論文博士の審査基準は、第 8 条の規定を準用する。

(論文博士にかかる最終試験)

第 14 条 論文博士にかかる最終試験は、第 9 条の規定を準用する。

第 3 章 修士論文作成要綱

第 1 節 修士論文の作成と提出

(修士論文の提出にかかる追加条件)

第 15 条 修士論文を提出しようとする者は、学位規程第 21 条に規定する提出資格を満たしたうえで、次の各号のいずれかの試験において設定された得点もしくは資格を獲得するよう努めなければならない。

- (1) TOEFL 550 点 (iBT80 点) 以上
- (2) DELE B2 以上
- (3) 日本語能力試験 N1
- (4) TOEIC 730 点以上

- 2 前項の条件充足の確認のため、修士論文を提出しようとする者は各試験結果の写しを、修士論文提出日までに教務部へ提出しなければならない。

(修士論文提出までのスケジュール)

第 16 条 修士論文題目提出から学位授与までのスケジュールは、原則として表 2 のとおり定める

- 2 書類の提出の遅延は、如何なる理由でも認められない。

表 2

内容	提出期限		提出先
	4月入学生(2年次)	9月入学生(2年次)	
修士論文 題目提出	6月15日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	10月末日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	教務部
修士論文 研究計画書提出	6月末日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	11月15日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	教務部
公开发表	10月中旬～10月下旬	3月上旬～3月中旬	
修士論文 提出	1月20日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	6月末日(日曜日の場合は前日) 午後4時まで	教務部
口頭試問	1月中旬～1月下旬	7月初旬～7月中旬	
学位授与	3月(修了式)	8月(修了式)	

(修士論文題目および研究計画書)

第 17 条 修士論文を提出しようとする者は、博士前期課程 2 年次に学則第 49 条に規定する修士論文題目および研究計画書を提出しなければならない。

- 2 修士論文題目届は様式第 5 に定める。
3 修士論文題目提出後、題目の変更は原則として認められない。
4 修士論文研究計画書は、研究指導教員の指示のもと計画されている修士論文の研究内容に関連して、その論文の当該研究分野に対する貢献度、用いられる方法論の妥当性、論文提出期限内の提出可能性などの諸視点を含めて多角的に検討されていなければならない。

(公开发表)

第 18 条 修士論文を提出しようとする者は、公开发表において、修士論文計画書を中心とする関連事項を含めた口頭発表を行わなければならない。

- 2 公开发表は、研究指導教員、学生などが出席し、原則として公開にて行う。
3 公开发表の詳細は、別途指示する。

(修士論文の書式等)

第 19 条 修士論文の使用言語は、原則として英語学専攻は英語または日本語、言語文化専攻は日本語、スペイン語、英語の中から 1 言語を選択しなければならない。

- 2 修士論文の様式は、次の各号のとおり定める。
(1) 英語またはスペイン語の場合は、パーソナルコンピュータを使用し、A4 版(書式設定 40 文字×30 行)で、余白は上下右側 30 ミリ、左側 35 ミリに、文字の大きさは 11 または 12 ポイントに設定し、半角文字で 50 枚程度とする。
(2) 日本語の場合は、パーソナルコンピュータを使用し、A4 版(書式設定 40 文字×30 行)で、余白は上下右側 30 ミリ、左側 35 ミリに、文字の大きさは 10.5 または 11 ポイントに設定し、全角文字で 50 枚程度とする。

- (3) 論文の要旨は日本語に加え、日本語以外の1カ国語によるA4版2枚程度の要旨を作成しなければならない。
- (4) 正本は原本のものとし、副本は複製したものとする。
- (5) 表装は、本学が指定したものとする。

(修士論文の提出書類)

第20条 修士論文を提出する者は、指定の期日までに、研究指導教員の承認を得て、本条第2項に定める必要書類を、教務部へ提出しなければならない。

2 修士論文の提出に必要な書類は、次の各号のとおり定める。

- (1) 修士論文審査願
- (2) 修士論文提出票
- (3) 修士論文3部(正本1部、副本2部)
- (4) 修士論文日本語要旨3部
- (5) 修士論文要旨(日本語以外の1カ国語)3部

3 修士論文の提出にかかわる審査願、提出票は様式第6、第7に定める。

(修士論文の審査基準)

第21条 修士論文の審査基準は、次の各項のとおり定める。

- 2 本論テーマの設定および研究方法是先行研究を踏まえていなければならない。
- 3 当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要な資料またはデータの収集が的確に行われていなければならない。
- 4 文献の分析、解釈が的確であり、表現、表記が正確、かつ適切であり、論旨に論理性と明確性と一貫性があり、独創的な結論が提示されていなければならない。
- 5 文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨、目次、章立て、引用、注等に関して体裁が整っていないなければならない。

第2節 特定の課題についての研究報告書作成と提出

(特定の課題についての研究報告書の提出にかかる追加条件)

第22条 特定の課題についての研究(以下「特定課題研究という」)報告書を提出しようとする者は、学位規程第21条に規定する提出資格を満たしたうえで、次の各号のいずれかの試験において設定された得点または資格を獲得するよう努めなければならない。

- (1) TOEFL 550点(iBT80点)以上
- (2) DELE B2以上
- (3) 日本語能力試験N1
- (4) TOEIC 730点以上

2 前項の条件充足の確認のため、特定課題研究報告書を提出しようとする者は各試験結果の写しを、特定課題研究報告書提出日までに教務部へ提出しなければならない。

(特定課題研究報告書提出までのスケジュール)

第23条 特定課題研究題目の提出から修士の学位を授与されるまでのスケジュールは、第16条の規定の「修士論文」を「特定課題研究」と読み替えて準用する。

(特定課題研究報告書計画書)

第 24 条 特定課題研究報告書を提出しようとする者は、博士前期課程 2 年次に学則第 49 条に規定する特定課題研究計画書を提出しなければならない。

- 2 特定課題研究計画書は、研究指導教員の指導のもと計画されている研究内容に関連して、データの収集および分析方法論の妥当性、期限内の実現可能性などの諸視点を含めて多角的に検討されていなければならない。

(公開発表)

第 25 条 特定課題研究報告書を提出しようとする者は、公開発表において、特定課題研究計画書を中心とする関連事項を含めた口頭発表を行わなければならない。

- 2 公開発表は、研究指導教員、学生などが出席し、原則として公開にて行う。
- 3 公開発表の詳細は、別途指示する。

(特定課題研究報告書の書式等)

第 26 条 特定課題研究報告書の使用言語は、原則として英語学専攻は英語または日本語、言語文化専攻は日本語、スペイン語、英語の中から 1 言語を選択しなければならない。

- 2 特定課題研究報告書の様式は、次の各号のとおり定める。
 - (1) 英語またはスペイン語の場合は、パーソナルコンピュータを使用し、A4 版(書式設定 40 文字×30 行)で、余白は上下右側 30 ミリ、左側 35 ミリに、文字の大きさは 11 または 12 ポイントに設定し、半角文字で 40 枚程度とする。
 - (2) 日本語の場合は、パーソナルコンピュータを使用し、A4 版(書式設定 40 文字×30 行)で、余白は上下右側 30 ミリ、左側 35 ミリに、文字の大きさは 10.5 または 11 ポイントに設定し、全角文字で 40 枚程度とする。
 - (3) 特定課題研究報告書の要旨は日本語に加え、日本語以外の 1 カ国語による A4 版 2 枚程度の要旨を作成しなければならない。
 - (4) 正本は原本のものとし、副本は複製したものとする。
 - (5) 表装は、本学が指定したものとする。

(特定課題研究報告書の提出書類)

第 27 条 特定課題研究報告書を提出する者は、指定の期日までに、研究指導教員の承認を得て、本条第 2 項に定める必要書類を教務部へ提出しなければならない。

- 2 特定課題研究報告書の提出にあたり必要な書類は、次の各号のとおり定める。
 - (1) 特定課題研究報告書審査願
 - (2) 特定課題研究報告書提出票
 - (3) 特定課題研究報告書 3 部(正本 1 部、副本 2 部)
 - (4) 特定課題研究報告書日本語要旨 3 部
 - (5) 特定課題研究報告書要旨(日本語以外の 1 カ国語)3 部
- 3 特定課題研究報告書の提出にかかわる審査願、提出票は様式第 8、第 9 に定める。

(特定課題研究の審査基準)

第 28 条 特定課題研究報告書の審査基準は次の各項のとおり定める。

- 2 特定課題研究は、研究のテーマや観点が実務的で、身近な素材や職務を通じて集めたデータが主要な研究対象となるため、当該テーマ等に必要な資料やデータの収集が的確に行われていなければならない。

- 3 文献の分析、解釈が的確であり、表現、表記が正確、かつ適切であり、論旨に論理性と明確性と一貫性がなければならない。
- 4 文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨、目次、章立て、引用、注等に関して体裁が整っていないなければならない。

第 3 節 修士にかかる最終試験

(修士にかかる最終試験)

第 29 条 修士にかかる最終試験は、次の各号のとおり定める。

- (1) 学位規程第 24 条に規定する最終試験は、修士論文または特定課題研究を中心にして関連事項を含めた口頭試問を、審査委員、その他の教員、学生などが出席し、原則として公開にて行う。
- (2) 審査委員は、主査 1 名、副査 1 名の計 2 名、ないしは副査 2 名の計 3 名とする。
- (3) 審査日程、場所は、別途指示する。

第 4 章 改廃

(改 廃)

第 30 条 この要綱の改廃は理事会が行う。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 10 月 1 日

附 則

この要綱の改正は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

大学院学位（博士）論文審査願書	
関西外国語大学 学長 ○ ○ ○ ○ 殿	年 月 日
外国語学研究所 氏名 本籍	専攻 印
次のとおり本大学院規程第9条により大学院学位（博士）論文（正1部、副2部）を提出しますので、審査をお願いいたします。	
論文名	
（日本語訳）	
	（日本語による論文要旨別添）
学 歴	
大 学	大学 学部 学科 年 月 日 卒業
大 学 院	博士前期課程 大学院 博士前期課程 入学 年 月 日 修了 年 月 日 専攻 博士後期課程 入学 年 月 日 修了 年 月 日 外国語学研究所 専攻 再入学 年 月 日 外国語学研究所 専攻 修了（見込） 年 月 日
研究指導教員	印
研究指導教員	印
論文受理年月日	論文審査終了予定年月日
年 月 日	年 月 日

大学院学位（博士）論文提出票

(正)		大学院学位（博士）論文	
博士論文名			
（日本語訳）			
所 属	外国語学 研究科	専 攻	年 月 日
氏 名	印	研究指導教員	印
受 理 年 月 日	年 月 日		受付印

大学院学位（博士）論文提出票

(副)		大学院学位（博士）論文	
博士論文名			
（日本語訳）			
所 属	外国語学 研究科	専 攻	年 月 日
氏 名	印	研究指導教員	印
受 理 年 月 日	年 月 日		受付印

大学院学位（博士）論文提出票

(副)		大学院学位（博士）論文	
博士論文名			
（日本語訳）			
所 属	外国語学 研究科	専 攻	年 月 日
氏 名	印	研究指導教員	印
受 理 年 月 日	年 月 日		受付印

大学院学位 (博士) 申請書

関西外国語大学
学長 ○ ○ ○ ○ 殿

年 月 日

印

氏 名
本 籍

次のおり本大学位規程第15条により大学院学位 (博士) 論文を提出し、
学位申請しますので、審査をお願いいたします。

論 文 名

(日本語訳)

(日本語による論文要旨別添)

論文受理年月日 論文審査終了予定年月日

年 月 日 年 月 日

㊟

大学院学位 (博士) 論文提出票

(論文博士)

大学院学位 (博士) 論文

博士論文名

(日本語訳)

氏 名

受 理 年 月 日

年 月 日

受付印

㊟

大学院学位 (博士) 論文提出票

(論文博士)

大学院学位 (博士) 論文

博士論文名

(日本語訳)

氏 名

受 理 年 月 日

年 月 日

受付印

㊟

大学院学位 (博士) 論文提出票

(論文博士)

大学院学位 (博士) 論文

博士論文名

(日本語訳)

氏 名

受 理 年 月 日

年 月 日

受付印

年度 大学院学位（修士）論文題目届		年 月 日
関西外国語大学 学長 〇〇〇〇 殿		
下記のとおり 年度大学院学位（修士）論文題目届をお届けします。		
論 題		
（日本語訳）		
研究指導教員	印	印
外国語学研究所 博士前期課程（ ）専攻 番 号	氏 名	印 教務部受付印
連絡先 TEL（ ） - 携帯（ ） -		

----- (切らないこと) -----

論 題		
外国語学研究所 博士前期課程（ ）専攻 番 号	氏 名	印 教務部受付印
〈注意〉 1. 記入は楷書で記入すること。 2. 本届は研究指導教員の承認印を得て教務部に提出すること。		

大学院学位（修士）論文審査願書			
関西外国語大学 学長 ○ ○ ○ ○ 殿	外国語学研究所 氏名 本籍	専攻 印	年 月 日
次のとおり本大学院規程第22条により大学院学位（修士）論文（正1部、副2部）を提出しますので、審査をお願いいたします。			
論文名			
(日本語訳)			
	(日本語による論文要旨別添)		
学 歴			
大 学	大学	学部	学科
研究指導教員			年 月 日 卒業
研究指導教員			印
論文受理年月日		論文審査終了予定年月日	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	日

No. _____

年度 修士論文提出票		受領印
関西外国語大学 学長 ○ ○ ○ ○ 殿	年 月 日	
下記のとおり修士論文(正1部・副2部)を提出いたします。		
外国語学研究所 博士前期課程 (_____) 専攻		
氏名	印	

No. _____

年度 修士論文			
(正)	論題		
枚数	本文	参考文献	枚 計 枚
所属	外国語学研究所 博士前期課程 (_____) 専攻		印
氏名	印		印

関西外国語大学 大学院

No. _____

年度 修士論文			
(副)	論題		
枚数	本文	参考文献	枚 計 枚
所属	外国語学研究所 博士前期課程 (_____) 専攻		印
氏名	印		印

関西外国語大学 大学院

大学院特定課題研究報告書審査願書			
関西外国語大学 学長 ○ ○ ○ ○ 殿 外国語学研究所 氏名 本 籍 専攻 印	年 月 日 専攻 印		
次のとおり本大学学位規程第22条により大学院特定課題研究報告書(正1部、副2部)を提出しますので、審査をお願いいたします。			
特定課題研究名			
(日本語訳)			
	(日本語による報告書旨別添)		
学 歴			
大 学	大学	学部	学科
研究指導教員	年 月 日 卒業		
研究指導教員	印		
報告書受理年月日	報告書審査終了予定年月日		
年 月 日	年 月 日		

No. _____

年度 特定課題研究報告書提出票	年 月 日	受領印
関西外国語大学 学長 ○ ○ ○ ○ 殿 下記のとおり特定課題研究報告書(正1部・副2部)を提出いたします。 外国語学研究所 博士前期課程 () 専攻 氏名 印		

No. _____

年度 特定課題研究報告書	枚	参考文献	枚	計	枚
論 題					
枚数	本文	参考文献		計	枚
所属	外国語学研究所 博士前期課程 () 専攻				
氏名	印				印
研究指導教員					
関西外国語大学 大学院					

No. _____

年度 特定課題研究報告書	枚	参考文献	枚	計	枚
論 題					
枚数	本文	参考文献		計	枚
所属	外国語学研究所 博士前期課程 () 専攻				
氏名	印				印
研究指導教員					
関西外国語大学 大学院					

関西外国語大学大学院における 研究指導などにかかる運用方針について

本学大学院外国語学研究科の研究・学修指導の内容・方法・体制の運用について、以下のとおり定める。

1. 研究・学修指導内容について

- ・論文作成、学会などでの発表にあたって、研究課題、研究内容・方法、研究計画などについて研究指導を行う。
- ・大学院における科目の履修などの学修指導を行う。

2. 研究指導方法について

(博士前期課程)

- ・授業においては、授業科目「総合演習」にて、修士論文公开发表・修士論文・特定課題研究などの内容に関する研究指導を行う。
- ・授業のほか、オフィスアワーなどを利用して必要に応じ適宜研究指導を行う。

(博士後期課程)

- ・授業においては、授業科目「特別総合演習」にて、博士論文計画書・博士論文などの内容に関する研究指導を行う。
- ・授業のほか、オフィスアワーなどを利用して必要に応じ適宜研究指導を行う。

3. 学修指導方法について

- ・学生への学修指導は、授業のほか、オフィスアワーなどを利用して適切な方法にて行う。

4. 研究・学修指導体制について

- ・大学院における研究・学修指導の体制については、主担当および副担当の研究指導教員による複数指導体制にて行う。また、必要に応じ他の大学院担当教員を加えることができる。

【参考】研究・学修指導のスケジュール

○博士前期課程

※留意事項：「総合演習」において、下記の下線部のように発表することになるので、主・副研究指導教員に適宜指導を受けて発表できるように準備をしておくこと。なお、特定課題研究は修士論文に準じて指導を行います。また、長期履修生については個別に指導を行います。

(1年次)

内容	4月入学生	9月入学生
科目履修などの指導	・春学期開始時に、研究指導教員がコースワークにおける履修すべき科目などについて指導を行う	・秋学期開始時に、研究指導教員がコースワークにおける履修すべき科目などについて指導を行う
研究テーマ・研究計画の発表	・学生は春学期の「総合演習Ⅰ」において、 <u>研究テーマ・研究計画を発表する</u>	・学生は秋学期の「総合演習Ⅰ」において、 <u>研究テーマ・研究計画を発表する</u>
科目履修などの指導	・秋学期開始時に、研究指導教員がコースワークにおける履修すべき科目などについて指導を行う	・春学期開始時に、研究指導教員がコースワークにおける履修すべき科目などについて指導を行う
先行研究の妥当性の検討、資料収集などの進捗状況の発表	・学生は秋学期の「総合演習Ⅰ」において、 <u>先行研究の妥当性を検討し、資料収集などの進捗状況を発表する</u>	・学生は春学期の「総合演習Ⅰ」において、 <u>先行研究の妥当性を検討し、資料収集などの進捗状況を発表する</u>



(2年次)

内容	4月入学生	9月入学生
科目履修などの指導	・春学期開始時に、研究指導教員がコースワークにおける履修すべき科目などについて指導を行う	・秋学期開始時に、研究指導教員がコースワークにおける履修すべき科目などについて指導を行う
修士論文題目提出	・6月15日(日曜日の場合は前日)午後4時まで ^に 修士論文題目を教務部に提出する	・10月末日(日曜日の場合は前日)午後4時まで ^に 修士論文題目を教務部に提出する
修士論文研究計画書提出	・6月末日(日曜日の場合は前日)午後4時まで ^に 修士論文研究計画書を教務部に提出する	・11月15日(日曜日の場合は前日)午後4時まで ^に 修士論文研究計画書を教務部に提出する
修士論文の構成・内容などの発表	・学生は春学期の「総合演習Ⅱ」において、 <u>修士論文の構成・内容などについて発表する</u>	・学生は秋学期の「総合演習Ⅱ」において、 <u>修士論文の構成・内容などについて発表する</u>

科目履修などの指導	・秋学期開始時に、研究指導教員がコースワークにおける履修すべき科目などについて指導を行う	・春学期開始時に、研究指導教員がコースワークにおける履修すべき科目などについて指導を行う
公開発表の予行演習	・学生は秋学期の「総合演習Ⅱ」において、 <u>公開発表の予行演習を行う</u>	・学生は主・副指導教員の指導のもと、2月中に公開発表の予行演習を行う
公開発表会*の実施	・10月中旬～10月下旬に公開発表会を実施する	・3月上旬～3月中旬に公開発表会を実施する
修士論文提出	・1月20日(日曜日の場合は前日)午後4時までに修士論文を教務部に提出する	・6月末日(日曜日の場合は前日)午後4時までに修士論文を教務部に提出する
口頭試問の実施	・1月中旬～1月下旬に口頭試問を実施する	・7月初旬～7月中旬に口頭問を実施する

↓

↓

学位授与	3月(学位記授与式)	8月(学位記授与式)
------	------------	------------

* 公開発表会とは、大学院担当教員および大学院学生の全員が参加する発表会を意味する。

○博士後期課程

※留意事項：「特別総合演習」において、下記の下線部のように発表することになるので、主・副研究指導教員に適宜指導を受けて発表できるように準備をしておくこと。なお、長期履修生については個別に指導を行います。

(1年次)

内容	4月入学生	9月入学生
科目履修などの指導	・春学期開始時に、研究指導教員がコースワークの履修すべき科目などについて指導を行う	・秋学期開始時に、研究指導教員がコースワークの履修すべき科目などについて指導を行う
研究テーマと研究計画の報告	・学生は春学期において、研究テーマと研究計画などを主・副研究指導教員に報告する	・学生は秋学期において、研究テーマと研究計画などを主・副研究指導教員に報告する
先行研究の妥当性の検討、資料収集などの進捗状況の報告	・学生は秋学期において、先行研究の妥当性を検討し、資料収集などの進捗状況を主・副研究指導教員に報告する	・学生は春学期において、先行研究の妥当性を検討し、資料収集などの進捗状況を主・副研究指導教員に報告する

↓

↓

(2年次)

内容	4月入学生	9月入学生
先行研究の妥当性の検討、資料収集、博士論文計画書作成などの進捗状況の発表	・ <u>学生は春学期の「特別総合演習Ⅰ」において、先行研究の妥当性を検討し、資料収集、博士論文計画書作成などの進捗状況を発表する</u>	・ <u>学生は秋学期の「特別総合演習Ⅰ」において、先行研究の妥当性を検討し、資料収集、博士論文計画書作成などの進捗状況を発表する</u>
博士論文計画書の内容などの発表(報告)	・ <u>学生は秋学期の「特別総合演習Ⅰ」において、博士論文計画書の内容などを発表する</u>	・学生は2月中に博士論文計画書の内容などを主・副研究指導教員に報告する
博士論文計画書提出	・11月末日(日曜日の場合は前日)午後4時までに博士論文計画書を教務部に提出する	・4月15日(日曜日の場合は前日)午後4時までに博士論文計画書を教務部に提出する
博士論文の内容などの発表	・ <u>学生は秋学期の「特別総合演習Ⅰ」において、博士論文の内容などを発表する</u>	・ <u>学生は春学期の「特別総合演習Ⅰ」において、博士論文の内容などを発表する</u>

↓

↓

(3年次)

内容	4月入学生	9月入学生
博士論文題目提出	・4月末日(日曜日の場合は前日)午後4時までに博士論文題目を教務部に提出する	・9月末日(日曜日の場合は前日)午後4時までに博士論文題目を教務部に提出する
博士論文の内容などの発表	・ <u>学生は春学期の「特別総合演習Ⅱ」において、博士論文の内容などを発表する</u>	・ <u>学生は秋学期の「特別総合演習Ⅱ」において、博士論文の内容などを発表する</u>
博士論文の内容などの発表(報告)	・ <u>学生は秋学期の「特別総合演習Ⅱ」において、博士論文の内容などを発表する</u>	・学生は2月中に博士論文の内容などを主・副研究指導教員に報告する。
博士論文提出	・11月末日(日曜日の場合は前日)午後4時までに博士論文を教務部に提出する	・4月15日(日曜日の場合は前日)午後4時までに博士論文を教務部に提出する
公開**による口頭試問の実施	・1月中旬～1月下旬に口頭試問を実施する	・7月初旬～7月中旬に口頭試問を実施する

↓

↓

学位授与	3月(学位記授与式)	8月(学位記授与式)
------	------------	------------

* この場合の公開は参加者の資格に制限のない、誰でも参加できることを意味する。

制定：2020年2月29日

修士論文作成ガイドライン

1. 修士論文とは

(修士の学位授与要件)

第6条 修士の学位は、本学大学院学則第46条に規定する期間在学して所定の単位34単位以上を修得し、修士論文または特定課題研究の審査および最終試験に合格した者に授与する。

(「関西外国語大学学位規程」より抜粋)

上記のように、修士論文は関西外国語大学大学院外国語学研究科修士の学位授与要件の中に含まれている。論文作成においては、大学院生一人ひとりが大学院で2年間にわたり多様な講義科目の履修を通じて習得した学問的知識と経験、そして技能を横断的に活用して、独自の研究課題に取り組み、その研究成果や調査結果を論理的に、かつ、明快に記述することが求められる。

2. 論文作成の指導体制とテーマの設定

修士論文作成指導は、正・副研究指導教員(以後、研究指導教員と呼ぶ)のもとで行われる。したがって、研究指導教員と定期的に、あるいは適宜に面談し、研究や論文作成の進捗情報を報告し、研究ならびに論文作成の指導を受けることが必要である。面談内容は研究指導教員によって異なるものの、次のようなことが面談によって決定されるならば、自らの今後の研究が計画的に進むであろう。

- (1) 修士論文提出時までの年間スケジュールの作成
- (2) 修士論文のテーマの設定
- (3) 読むべき参考文献のリスト作成(随時、追加)
- (4) 参考文献リストにある著書・論文の精読とその内容報告についてのスケジュール作成

修士論文のテーマの設定については、研究指導教員と十分に協議ならびに相談して行うことが大切である。自分の興味や関心、知識、経験が十分に発揮できるようよく考えなければならない。過去の英知の蓄積に学び、同時代の斬新な息吹を感じ取り、未来に向けて新たな提言をすることで、自らの2年間の集大成とすることが望まれる。

しかし、一方であまりにも大きな問題を設定してしまうと、問題点を絞り込めなくなり、提出期限までに論文が完成できなくなる恐れがある。そうならないためにも、研究指導教員に早めに相談し、そのテーマが適切なものであるかどうかを判断する必要がある。

3. 論文の構成

論文の構成の在り方については、研究分野によってかなり異なるので、研究指導教員の指導のもとで作成することが求められる。しかし、一般的には、論文の構成は概ね次のようなものになると思われる。

- (1) 序文
 - a. 研究の目的
 - b. 論文の構成についての説明
- (2) 本体

- a. 先行研究の検討と問題点の指摘
 - b. 仮説や実験・アンケート調査
 - c. 考察
 - d. 結論
- (3) まとめ
- (4) 参考文献や参考資料

研究テーマによっては、先行研究がほとんどないか、あるいは、実験・アンケート調査等を実施しない、という場合があるかもしれない。そのような場合には、上記の「本体」のところがそのまま当てはまらないであろう。しかしながら、どのような研究テーマであれ、取り扱う現象を説明し、問題点を明確にした上で、それを解決すべき提案を行い、それが妥当であることを事実や実験結果を用いて実証することが必要である。このようなことを念頭に入れて、論文の構成作成に努めていただきたい。

なお、論文構成の見本を参考資料1に添付している。これは英語学専攻のものであり、単なる一例に過ぎない。研究分野にはそれぞれ独自の論文構成の作成方法があるので、研究指導教員に相談しながら、論理的な展開が明快で、かつ、理解しやすい論文構成にできるように心がけていただきたい。

4. 論文作成における留意点

修士論文では、先行研究で議論されている研究テーマを取り上げることが多いと思われるので、それを念頭に入れて、以下、修士論文を作成する際に留意すべき点を示しておきたい。修士論文作成においては、次のような点に留意する必要がある。

- (1) 研究の目的を明確にすること。
- (2) 先行研究を十分に検証し、問題点を明らかにすること。
- (3) 提案する仮説・分析結果・結論においては独創的なものでなければならないこと。
- (4) 言語事実や調査結果に基づき論理的に矛盾することなく明快に論述すること。

修士論文はいわゆる「エッセイ」ではなく、理路整然とした論理的展開がなされた論考を記述するものでなければならない。したがって、研究テーマを明確にし、使用する理論があればそれを説明し、そのテーマをどこまで明らかにするかを示す必要がある。また、研究テーマが先行研究においてどのように分析され、まだ、未解決であるのかどうか、あるいは、十分に解決されていないままになっているかどうか等について検討をする必要がある。さらに、当該のテーマに対して仮説や提案を行う場合には、先行研究で提案されていない、独創的なものでなければならない。最後に、自分の仮説や分析が妥当であることを事実や実験結果等を用いて、明快に論証することが必要である。

5. 参考文献の書き方(ガイドライン)

参考文献には幾つかの定義があるが、本学では参考文献を「論文の本文中に引用した文献だけでなく、論文作成にあたり参考にした文献」と定義する。この参考文献には、前者を必ず含めることにし、後者は重要性に応じて含め、あまり重要でないものは含める必要はない。

また、参考文献は、論文全体の評価に大きな影響を与え、それが正確に書かれているとその論文は正当に評価される。しかし、参考文献が正しく書かれていないと、たとえ論文内容がよくても、論文自体は低く評価される恐れがある。したがって、心して参考文献を書くように努めなければならない。以下、参考文献を書く上で注意すべき点を記す。なお、参考文献の具体的な例は参考資料2を見ること。

(1) 参考文献について

a. 日本語で修士論文を書く場合：

2言語以上の参考文献がある時には、言語ごとに参考文献を書く。ただし、その順番は研究指導教員に相談すること。また、分野によっては、この形式に合わない場合があるので、その際にも研究指導教員に相談すること。

【日本語の文献】

.....
.....

【英語の文献】

.....
.....

【中国語の文献】

.....
.....

【スペイン語の文献】

.....
.....

b. 英語あるいはスペイン語で修士論文を書く場合：

参考文献は、修士論文で使用している言語で書くこと。(例えば、本文が英語であれば、参考文献も英語とする。)なお、その中に日本語の参考文献を入れる場合には、具体例(英語)に示されているものを参照して(あるいはそれに準じて)書くこと。

【特記事項】

- a. 参考文献は、論文原稿の最後に、章番号をつけずに参考文献という見出しをつけて記載すること。
- b. 参考資料は、参考文献の後に参考資料という見出しをつけて記載し、その書き方の詳細については研究指導教員に相談すること。

(2) 各分野の参考文献における著者名の順番について

- a. 研究分野：英語学・英語教育・日本語学・日本語教育、日中対照言語学、スペイン語学・スペイン語教育、英語ビジネス・コミュニケーションなど
 - ・日本語の文献：著者名のアイウエオ順
 - ・英語・スペイン語の文献：著者名のアルファベット順
 - ・中国語の文献：著者名のアルファベット順
- b. 研究分野：英米文学・スペイン文学など
 - ・日本語の文献：著者名のアイウエオ順
 - ・英語・スペイン語の文献：著者名のアルファベット順
- c. 研究分野：日本文学
 - ・日本語の文献：著者名のアイウエオ順
 - ・中国語の文献：著者名の拼音順

・英語の文献：著者名のアルファベット順

(3) 個々の論文・著書の書誌情報の研究分野別具体例について

a. 研究分野：英語学・英語教育・日本語学・日本語教育、日中対照言語学、スペイン語学・スペイン語教育、英語ビジネス・コミュニケーションなど

i. 日本語で修士論文を書く場合：

- ・日本語の論文・著書の書誌情報は、具体例1(日本語)を参考にして書くこと。
- ・中国語の論文・著書の書誌情報があれば、具体例1(日本語)に準じて書くこと。
- ・英語の論文・著書の書誌情報があれば、具体例2(英語)を参考にして書くこと。
- ・スペイン語の論文・著書の書誌情報があれば、具体例2(英語)に準じて書くこと。

ii. 英語で修士論文を書く場合：

- ・英語の論文・著書の書誌情報は、具体例2(英語)を参考にして書くこと。
- ・その中に日本語の論文・著書の書誌情報を入れる場合には、具体例2(英語)に示されているものを参照して書くこと。

iii. スペイン語で修士論文を書く場合：

- ・スペイン語の論文・著書の書誌情報は、具体例2(英語)に準じて書くこと。ただし、スペイン語の書誌情報は、タイトルの文頭の一字、および固有名詞の頭文字のみを大文字にすること。
- ・その中に日本語の論文・著書の書誌情報を入れる場合には、具体例2(英語)に示されているものに準じて書くこと。

b. 研究分野：英米文学、スペイン文学、日本文学など

i. 日本語で修士論文を書く場合：

- ・日本語の論文・著書の書誌情報は具体例3(日本語)を参考にして書くこと。
- ・中国語の論文・著書の書誌情報があれば、具体例3(日本語)に準じて書くこと。
- ・英語の論文・著書の書誌情報があれば、具体例4(英語)を参考にして書くこと。
- ・スペイン語の論文・著書の書誌情報があれば、具体例4(英語)に準じて書くこと。

ii. 英語で修士論文を書く場合：

- ・英語の論文・著書の書誌情報は、具体例4(英語)を参考にして書くこと。
- ・その中に日本語の論文・著書の書誌情報を入れる場合には、具体例4(英語)に示されているものを参照して書くこと。

iii. スペイン語で修士論文を書く場合：

- ・スペイン語の論文・著書の書誌情報は、具体例4(英語)に準じて書くこと。
- ・その中に日本語の論文・著書の書誌情報を入れる場合には、具体例4(英語)に示されているものに準じて書くこと。

6. 公開発表

修士論文を提出するものは、提出年度中に開催される公開発表をしなければならない。本公開発表の位置付けは、修士論文作成における進捗状況の中間報告をするのではなく、提出予定の修士論文の「ほぼ完成版」(pre-final version)に相当するものを発表するものとする。したがって、ハンドアウトには修士論文の構成(具体的には目次(table of contents))を示し、その後には各章ごとにその章で主張したい内容のエッセンスを記述し、現段階での結論を提示する必要がある。

公開発表においては、議論の展開方法、仮説やそれを実証する方法、結論の妥当性など、多方面からコメント等があると思われる。したがって、公開発表後は研究指導教員と相談しながら、それらのコメントに熟慮し必要に応じて修正を行い、より説得的で納得のいく修士論文を作成していただきたい。なお、公開発表の実施日は「関西外国語大学大学院学位論文作成要綱」第16条を規定されているので確認すること。

7. 書式・提出書類・提出までのスケジュール等

修士論文の書式ならびに修士論文提出に伴う必要書類や修士論文提出までのスケジュール等については、「関西外国語大学大学院学位論文作成要綱」を参照すること。

8. 表紙と中表紙

修士論文には表紙(黒の板目紙)を付け、そこに「関西外国語大学大学院学位論文作成要綱」の修士論文提出票(様式第7)に必要な事項を記入し、添付しなければならない。また、修士論文には中表紙を付け、そこに論文の題目、作成者の氏名、提出年月等を明記する必要がある。

なお、中表紙の見本(英語版と日本語版)は参考資料3に添付しているので、これを参照して中表紙を作成すること。また、スペイン語で修士論文を書く場合には、その中表紙は英語版にならって作成すること。

9. 論文作成における不正行為防止等のガイドライン

学位論文を提出しようとする者は、先行研究の研究成果を踏まえつつ、独自のデータ・証拠・根拠に基づき適切な論理的思考に裏付けられた独創的な研究を発表することが求められる。その際、捏造、改ざん、盗用等の不正行為は決して許されない。不正行為は、学問の進歩・発展を妨げ、創造的な知の健全な営みを冒涇するものである。したがって、学位論文を作成する際には、このことに注意して、論文執筆に当たる必要がある。万一、不正行為が認められた場合、提出された論文は学位論文として認められないだけでなく、学則および学生懲戒規程に沿って厳重に処罰される。このことに留意して、論文執筆にあたること。

なお、上記不正行為の捏造、改ざん、盗用の意味は、文部科学省の「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて ― 研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書 ―」([http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334660.htm\(2016/08/14\)](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334660.htm(2016/08/14)))に従い、以下の通りとする。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を事実のごとく作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

したがって、修士論文では、自分の表現と他の研究者が用いている表現を厳格に区別しなければならない。特に、自分の修士論文に他の研究者の見解や結論を引用する場合には、どこからどこまでが引用部分であるか、そして、その典拠資料は何かを論文中に明示する必要がある。これはインターネットに掲載されている表現を引用する場合にも同じである。なお、引用方法の詳細については、研究指導教員に相談すること。

【参考資料】

1. 論文構成の見本

以下に修士論文(英語学の場合)の構成の見本を2つ示す。他の研究分野の論文作成については、研究指導教員に相談すること。なお、これは単なる見本であり、参考程度のものであり、考えていただきたい。

【見本1】

英語構文とその拡張について

1. 序

- ・論文の目的を述べる。
- ・議論する具体的な事例をいくつか示す。
- ・本論で主張する点を簡単に記述する。
- ・本論文の構成を説明する。

2章では、。。。3章では、。。。4章では、。。。5章では、。。。6章はまとめ

2. ミニマリスト・プログラム

- 2. 1 基本的な理論的枠組みの概説
- 2. 2 採用する概念
- 2. 3 提案あるいは仮説

3. 同族目的語構文

- 3. 1 典型的な同族目的語構文の意味的・統語的な特徴
- 3. 2 非典型的な同族目的語構文の意味的・統語的な特徴
- 3. 3 典型的な同族目的語構文から非典型的な同族目的語構文への拡張

4. 結果構文

- 4. 1 典型的な結果構文の意味的・統語的な特徴
- 4. 2 非典型的な結果構文の意味的・統語的な特徴
- 4. 3 典型的な結果構文から非典型的な結果構文への拡張

5. 二重直接目的語構文

- 5. 1 二重直接目的語構文の意味的・統語的な特徴
- 5. 2 二重目的語構文との相違点
- 5. 3 直接目的語構文から二重直接目的語構文への拡張

6. まとめ

- ・本論全体を概略し、本論の主張を再度明記する。

参考文献

【見本 2】

英語の中間構文の意味統語的特徴について

1. 序

- ・論文の目的を述べる。
- ・議論する具体的な事例をいくつか示す。
- ・問題点を簡単に指摘する。
- ・本論文の構成を説明する。
2 節では、。。。 3 節では、。。。 4 節では、。。。 5 節では、。。。 6 節はまとめ。

2. 先行研究の問題点

- ・先行研究の代表例をいくつかあげ、概略を説明し、問題点を指摘する。
 - (1) 先行研究 1：概略の説明と問題点の指摘
 - (2) 先行研究 2：概略の説明と問題点の指摘
 - (3) 先行研究 3：概略の説明と問題点の指摘
- ・最後に、これらの問題点を解決するために仮説を提案する旨を記述する。

3. 言語現象と仮説の提案

- ・採用する理論的な枠組みを簡潔に説明する。
- ・これらの特徴を説明する仮説を提案する。

4. 仮説の妥当性の検証

- ・この仮説により 2 節で指摘した先行研究の問題点が適切に説明できることを例証する。

5. 提案(仮説)の予測と今後の課題

- ・この仮説が予測する言語現象、あるいは、この仮説を支持する言語現象を示し、この仮説がアドホックではないことを示す。
- ・この仮説で解決できない現象があれば、ここで言及し、今後の課題とする旨のことを言う。

6. まとめ

- ・本論全体を概略し、本論の主張を再度明記する。

参考文献

参考資料

2. 参考文献の具体例

【具体例1(日本語)】

・翻訳

アリエス、フィリップ(1990)『図説死の文化史』、福井憲彦訳、日本エディタースクール。

・大学の紀要に掲載されている論文

有光奈美(2010)「グライスの格率への違反と笑い」『東洋大学人間科学総合研究所紀要』第12号、61-75。

・市販の学術雑誌に掲載されている論文

井出祥子(1987)「現代の敬語理論—日本と欧米の包括へ—」『月刊言語』第21巻第12号、42-53、大修館書店。

・同年に出版された単著(単行本)には年号の後にa,bをつける)

井上和子(1976a)『変形文法と日本語(上)』大修館書店。

井上和子(1976b)『変形文法と日本語(下)』大修館書店。

・発表論文集に掲載されている論文

宇佐美まゆみ(2001)「ポライトネス—ポライトネスの談話理論構想」『第7回国立国語研究所国際シンポジウム第4専門部会』9-58、国立国語研究所。

・学会誌に掲載されている論文

坂井美日(2015)「上方語における準体の歴史的変化」『日本語の研究』第11巻3号、36-56、日本語学会。

・学会の発表予稿集(論文集)(その例1)

迫田久美子・松見法男(2005)「日本語指導におけるシャドーイングの基礎的研究(2)—音読練習との比較調査からわかること—」『2005年度日本語教育学会秋季大会予稿集』、241-242。

・市販の学術雑誌に掲載されている論文

鈴木重幸(1979)「現代日本語のテンス—終止的な述語につかわれた完成相の叙述法断定のばあい—」『言語の研究』5-59、むぎ書房。

・大学機関や研究所等が発行している論文集(著書)に掲載されている論文

福島建伸(1997)「いわゆる質形容詞の非過去形と過去形について」『筑波日本語研究』2、117-132。

・学会の発表予稿集(その例2)

本田厚子(1997)「日本のテレビ討論に見られる討論の分析—儀礼拘束としての緩和マーカー—」『第116回大会予稿集』246-249、日本言語学会。

・単行本の分担執筆の論文

松見法男(2002)「第二言語の語彙を習得する」海保博之・柏崎秀子(編)『日本語教育のための心理学』第6章、97-110、新曜社。

・復刻版

三上章(1953)『現代語法序説』刀江書院、[復刻版(1972)『現代語法序説』くろしお出版]。

・同人誌の論文

三上章(1960-1961)「文法教育のために」『Izumui』三上(1976)再録、266-295。

・単行本

三上章(1976)『三上章論文集』くろしお出版。

・未公刊修士論文(博士論文も同じ様式)

三宅知広(1992)「日本語の認知的モダリティの研究」未公刊修士論文、大阪大学大学院。

・インターネット情報

当該情報が記載されているHPなどのアドレスを記載する。

※資料にアクセスした日付を括弧付きで記載する。

【具体例2 (英語)】

・ An article in a journal

Belletti, Adriana and Luigi Rizzi (1981) "The Syntax of ne: Some Theoretical Implications," *The Linguistic Review*1, 117-154.

Bosque, Ignacio (1984) "La seleccion de las palabras interrogativas," *Verba*11, 245-273.

・ A doctoral dissertation

Bresnan, Joan (1972) *Theory of Complementation in English Syntax*, Doctoral dissertation, MIT. [Published by Garland, New York, 1979]

・ A paper in a collected volume

Chomsky, Noam (1981a) "Principles and Parameters in Syntactic Theory," *Explanation in Linguistics: The logical Problem of Language Acquisition*, ed. By Norbert Hornstein and David Lightfoot, 32-75, Longman, London.

・ Repeat the author's name for multiple entries by the same author

Chomsky, Noam (1981b) *Lectures on Government and Binding*, Foris, Dordrecht.

・ A reprint of an article in a journal

Emonds, Joseph (1972) "Evidence That Indirect Object Movement Is a Structure-Preserving Rule," *Foundations of Language* 8, 546-561. [Reprinted in *The Formal Analysis of Natural Language*, ed. By Maurice Gross and Morris Halle, 1973, 73-87, Mouton, The Hague.]

・ The Proceedings of the nth Conference of The English Linguistic Society of Japan

Fukumoto, Yosuke (2007) "On the Diversity of the Acceptability of Top-Wh Sequences in English," *JELS*24, 41-50.

・ A paper written in Japanese (論文名をローマ字で表記し、()または[]で英語訳をつけること)

Hasegawa, Kinsuke (1983) "Bunpo no Wakugumi: Togoriron no Shomondai (The Framework of Grammar: Problems in Syntactic Theory)," *Gengo*12, Nos. 5-10.

・ A collected volume

Huck, Geoffrey J. and Almerindo E. Ojeda, eds. (1987) *Discontinuous Constituency, Syntax and Semantics* 20, Academic Press, New York.

・ A book written in Japanese

Kamio, Akio (1990) *Joho no Nawabari Riron: Gengo no Kinoteki Bunseki* (The Theory of Territory of Information: A Functional Analysis of Language), Taishukan, Tokyo.

・ A review article

Lightfoot, David and Amy Weinberg (1988) "Review Article: *Barriers*, by Noam Chomsky, MIT Press, Cambridge, MA, 1986," *Language* 64, 366-383.

・ An oral presentation

Maruta, Tadao (1991) "An SC Analysis of English Focus Constructions," paper presented at the workshop

“Ichi to Sokubaku (Positions and Binding)” in the 9th Conference of the English Linguistic Society of Japan.

• **An unpublished paper**

Pesetsky, David (1989) “The Earliness Principle,” ms., MIT. <http://web.mit.edu/linguistics/people/faculty/pesetsky/earliness.pdf>

• **Well-known proceedings (usually abbreviated)**

Postal, Paul M. (1969) “Anaphoric Islands,” *CLS* 5, 205-239.

• **A dictionary**

Quirk, Randolph et al. (1987) *Longman Dictionary of Contemporary English*, Longman, London.

• **A Review Article with a title**

Yusa, Noriaki (1995) “Scope in Minimalist Syntax,” (Review Article: *Syntax of Scope*, by Joseph Aoun and Yen-hui Audrey Li, MIT Press, Cambridge, MA, 1993,) *English Linguistics* 12, 319-346.

• **Proceedings**

Zwicky, Arnold (1983) “An Expanded View of Morphology in the Syntax-Phonology Interface,” *Proceedings of the 13th International Congress of Linguists*, 198-208.

【具体例3 (日本語) (英米文学、スペイン文学、日本文学など)】

【注意事項】

- a. 脚注に参考文献を書く場合には、指導教員に相談すること。
- b. 英文の参考文献の書き方は MLA を参照すること。

• **翻訳**

アリエス、フィリップ『凶説死の文化史』、福井憲彦訳、日本エディタースクール、1990。

• **市販の学術雑誌に掲載されている論文**

安藤宏「一人称の近代」『文学』第9巻第5号、岩波書店、2008、32-45。

• **大学の紀要に掲載されている論文**

柏原和子「John Updike の現実受容の世界観—Saul Bellow との比較において」『関西外国語大学研究論集』90、2000、1-14。

• **著書に収録されている論文**

柏原和子「高齢者差別社会における『老い』の受容—ジョン・アップダイクの描く『老い』」『アメリカ文学における「老い」の政治学』松籟社、2012、224-248。

• **著書**

上山安敏『魔女とキリスト教—ヨーロッパ学再考』講談社、1998。

• **学会誌に掲載されている論文**

杉本香織「ヘミングウェイの「デイヴィッド」、ジェンクスの「デイヴィッド」—『エデンの園』におけるトム・ジェンクス編纂の問題点」『アメリカ文学研究』44、2008、89-103。

• **市販の評論誌・思想誌に掲載されている評論・論文**

檜垣立哉「パラドックスとユーモアの哲学」『現代思想』第36巻第15号、青土社、2008、176-185。

• **インターネット情報**

当該情報が記載されているHPなどのアドレスを記載する。

※資料にアクセスした日付を括弧付きで記載する。

【具体例4(英語)(英米文学、スペイン文学、日本文学など)】

・新聞に掲載されている論文

Amis, Martin. "Thoroughly Post-Modern Millennium." *The Independent* 8 Sep. 1991. Sec. Sunday Review. 29.

・編者の著書を参考文献にあげる場合

Bach, Gerhard, ed. *The Critical Response to Saul Bellow*. Westport: Greenwood, 1995.

・英語の論文に日本語の論文・著書の書誌情報を入れる場合

Hihara, Mie. "Aikon toshite no Nikkeijin Shuyo Taiken wo Motanai Nikkeijin Sakka no Egaku Shuyo Monogatari wo Megutte [Japanese Internment as an Icon: On Internment Narrative by the Postwar Nikkei Writers]." *AALA Journal* 14 (2008). 10-18.

・ウェブからの引用

Kirby, Alan. "The Death of Post modernism and Beyond." 2006 *Philosophy Now: A Magazine of Ideas*. July-August 2012.

[http://philosophynow.org/issues/58/The Death of Postmodernism And Beyond](http://philosophynow.org/issues/58/The_Death_of_Postmodernism_And_Beyond)

※資料にアクセスした日付を括弧付きで記載する。

・著書

Miller, J. Hillis. *The Disappearance of God*, Cambridge. Mass: Harvard UP, 1963.

・学会誌に掲載されている論文

Rosenthal, Deborah. "Floral Counter discourse: Miscegenation, Ecofeminism, and Hybridity in Lydia Maria Child's *A Romance of the Republic*." *Women's Studies* 31, no.2, 2002. 221-245.

・翻訳(日英併記)

Stowe, Harriet Beecher. *Uncle Tom's Cabin*. 1852. (『アンクル・トム的小屋』小林憲二訳、明石書店、1998。)

・(複数の)編者による論文集に収録されている論文

Taylor, Irene. "Say First! What Mov'd Blake?: Blake's *Comus* Designs and Milton." *Blake's Sublime Allegory*. Eds. Stuart Curran and Joseph Anthony Wittreich, Jr. Wisconsin: U of Wisconsin P, 1973.233-258.

・学術雑誌に掲載されている論文

Watson, Robert N. "False Immortality in Measure for Measure: Comic Means, Tragic Ends." *Shakespeare Quarterly* (Winter1990). 411-431.

3. 修士論文の中表紙と表紙の見本

【英語】

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

A Thesis
Presented to
The Graduate School of Kansai Gaidai University

In Partial Fulfillment
of the Requirements of the Degree
Master of Arts

by
Kangai Taro
November (April), 20XX

【日本語】

修 士 論 文

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○○○○年○○月

関西外国語大学大学院
外国語学研究科
○○専攻

関外 太郎

関西外国語大学大学院 長期履修制度に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西外国語大学大学院学則(以下「学則」という)第 63 条第 2 項の規定にもとづき、関西外国語大学大学院(以下「本大学院」という)の長期履修制度に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第 2 条 長期履修制度に申請することができる者は、学則第 26 条第 3 項に規定する本大学院への入学許可を得た者(以下「入学予定者」という)および本大学院の在學生で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 出産・育児・介護・家事等の事情により学修時間に著しく制約を受ける者
- (3) 身体の障がいや疾病等を有し、標準修業年限で修了することが困難と研究科長が認めた者
- (4) その他、特に長期に履修することが教育研究上必要と研究科長が認めた者

2 外国人留学生(在留資格が「留学」の者)の申請は認められない。

(開始時期)

第 3 条 長期履修の開始時期は、入学予定者は入学時、在學生は申請年度のはじめとする。

(長期履修期間)

第 4 条 長期履修を申請し、履修することができる期間(以下「長期履修期間」という)は年度単位とする。

(在学年限)

第 4 条 長期履修の在学年限は、次の各号に定める。

- (1) 博士前期課程 4 年
- (2) 博士後期課程 6 年

(申請手続)

第 5 条 長期履修を希望する者は、次の各号に定める期日までに、次項に規定する書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 入学予定者入学手続期間内
- (2) 在學生長期履修期間開始の前年度 1 月末日(9 月入學生は 6 月末日)

2 申請に必要な書類は、次の各号のとおり定める。

- (1) 長期履修制度申請書(別紙様式 1 号)
- (2) 長期履修期間の年度ごとの履修計画書(様式自由)
- (3) 第 2 条第 1 項第 1 号に該当する者は、在職証明書または在職が確認できる書類
- (4) 第 2 条第 1 項第 2 号および第 3 号に該当する者は、当該事実または事情を確認できる書類
- (5) その他、本学が必要と認める書類

(審査および許可)

第 6 条 前条の申請の可否は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

2 長期履修を許可された学生を長期履修学生と称する。

(授業料その他納付金)

第 7 条 長期履修学生の年間授業料その他納付金は、学則第 66 条第 1 項別表第 4 に定める授業料および

教育充実費の総額に標準修業年限を乗じ、当該金額を長期履修期間(年数)で除した額とする。ただし、在学中に授業料の改定を行った場合や第8条にもとづく長期履修期間の変更が認められたときは、金額の再計算を行い、書面にて通知する。

- 2 長期履修期間を超えて在学する場合の授業料その他納付金は、学則第66条第1項別表第4に定める標準修業年限の額を適用する。

(長期履修期間の変更)

第8条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の短縮または延長を希望する場合は、変更開始希望年度の前年度1月末日(9月入学生は6月末日)までに、「長期履修期間変更申請書(別紙様式2号)」に必要書類を添えて申請しなければならない。ただし、長期履修期間の最終年次における延長の願出は認められない。

- 2 前項の申請の可否は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

3 第1項の長期履修期間の変更は、課程在学中に1回限りとする。

(長期履修許可の取消)

第9条 長期履修学生が、学則その他諸規程に抵触する行為またはこれに準ずる行為を行った場合は、学長は、長期履修の許可を取り消すことができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会が行う。

(事務)

第11条 長期履修学生の事務は、入試広報企画部および教務部が協働して行う。

附則

この規程は、2020年1月1日から施行する。

関西外国語大学大学院 科目等履修生規程

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学大学院学則(以下「学則」という)第 64 条第 2 項の規定にもとづき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(受入時期)

第 2 条 科目等履修生の受入時期は学期始めとする。

(申請資格)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者に申請資格を与える。

- (1) 学則第 22 条または第 23 条の規定に該当する者
 - (2) 本大学院学生と同等以上の学力があると認められる者
 - (3) 希望する授業科目を履修するに十分な学力があると認められる者
 - (4) 他大学院の学生等で大学間の協議にもとづき科目等履修生としての受入を希望する者。
- 2 教員免許状を取得しようとする者は、中学校教諭一種免許状(英語)または高等学校教諭一種免許状(英語)を有したうえで、科目等履修生としての受入期間中に学則第 37 条第 3 項に定める専修免許状を取得できる見込みの者。

(申請手続)

第 4 条 前条の申請資格を有する者で科目等履修生を志願する者は、別途公示する科目等履修生募集要項にもとづき、所定の申請期間に次の各号の書類および学則別表第 3 に定める受入検定料を添えて学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生受入申請書(所定様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書および学業成績証明書(本大学院課程修了者、本大学院修了見込者は不要)
- (4) 推薦書(在職者の場合、推薦者は所属長であること)
- (5) 在職者の場合、在職証明書
- (6) 写真

(選考)

第 5 条 前条の申請手続を行った者について、科目等履修生募集要項にもとづき選考を行う。

(登録手続および受入許可)

第 6 条 前条の選考による受入可否は学長が決定する。

- 2 受入決定の通知を受けた者は、所定の期日までに登録手続書類を提出するとともに学則別表第 4 に定める登録料および履修料を納入し、登録手続を完了しなければならない。
- 3 前項の登録手続を完了した者に学長が受入を許可する。
- 4 受入を許可された者には科目等履修生証を発行する。

(履修登録上限単位数)

第 7 条 1 年間に履修できる総単位数は原則として 20 単位を限度とする。

- 2 履修の可否は大学院研究科長が個別に判定する。

(受入期間)

第 8 条 受入期間は原則として1年間を限度とする。ただし、学長が認めた場合に限り、所定の手続を経て、さらに1年間を限度として延長することができる。

(単位の付与)

第 9 条 履修科目において所定の成績を修めた場合に単位を付与する。

(証明書の発行)

第 10 条 科目等履修生には、請求にもとづき各種証明書を発行する。

(履修の辞退)

第 11 条 受入期間中に履修を辞退しようとする者は、事由を明記して学長に届け出なければならない。

(受入許可の取消)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が受入許可を取り消す。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の事由なく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し科目等履修生としての本分に反した者
- (5) 必要な費用の納入義務を怠った者

(適用除外)

第 13 条 第3条第1項第4号に定める大学間の協議にもとづく受入の場合は、第4条から第6条の規定は適用除外とし、学長が別途指示する。

(雑則)

第 14 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は学則および本大学院履修規程を準用する。

- 2 学内諸施設は許可を得て利用することができる。

(改廃)

第 15 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

関西外国語大学大学院 研究生規程

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学大学院学則(以下「学則」という)第 65 条第 2 項の規定にもとづき、研究生に関し必要な事項を定める。

(受入時期)

第 2 条 研究生の受入時期は、学期始めとする。

(申請資格)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者に申請資格を与える。

- (1) 国内外の大学院に在籍する学生
- (2) 国内外の高等教育機関の教員
- (3) 国内の初等中等教育に携わる教員
- (4) そのほか、前各号に準ずる者

(申請手続)

第 4 条 前条の申請資格を有する者で研究生を志願する者は、受入を希望する学期開始日の 3 か月前までに次の各号に定める書類を添えて学長に願出しなければならない。

- (1) 研究生受入願(所定様式)
- (2) 研究計画書(所定様式)
- (3) 履歴書(写真付)
- (4) 推薦書(在職者の場合の推薦者は所属機関の長)
- (5) 教員の場合は教育研究業績書

(受入許可)

第 5 条 前条の所定の手続により研究生を志願した者について、学長が受入の可否を判定する。

2 受入を許可された者には研究生証を発行する。

(登録料および研修料)

第 6 条 受入を許可された者は、学則別表第 4 に定める登録料および研修料を納入しなければならない。

(受入期間)

第 7 条 研究生の受入期間は原則として 1 年間を限度とする。ただし、学長が認めた場合に限り、所定の手続を経て、さらに 1 年間を限度として延長することができる。

(受入許可の取消)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が研究生の受入許可を取り消す。

- (1) 本学の許可を得ることなく研究目的以外の活動等を行った場合。
- (2) 本学の秩序を乱し研究生としての本分に反した場合。
- (3) 研究指導教員の指示に従わない場合。
- (4) 行方不明の場合。

(研究成果の報告)

第 9 条 研究生は受入期間が満了するまでに、研究成果報告書を、研究指導教員を通じて学長へ提出しなければならない。

(雑 則)

- 第 10 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項については学長がその都度指示する。
- 2 学内諸施設は許可を得て利用することができる。
 - 3 研究生が本大学院等の授業科目の聴講を希望する場合は、大学院研究科長が許可することがある。

(改 廃)

- 第 11 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 学生細則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、関西外国語大学(以下「学部」という)、関西外国語大学大学院(以下「大学院」という)、関西外国語大学短期大学部(以下「短期大学部」という)、関西外国語大学留学生別科(以下「別科」という)の学生が遵守すべき事項について定める。

(遵守事項および心得)

第 2 条 学生は、法令および社会規範を遵守しなければならない。また、学生は常に良識ある行動を取らなければならない。

2 学生は、学部、大学院、短期大学部、別科(以下総称して「本学」という)の設置目的に則り、各学則(以下それぞれ「大学学則」、「大学院学則」、「短期大学部学則」、「別科規程」という)および本学が定める諸規程を遵守し、学業の精励に努めなければならない。

3 学生は、自立心や集団における協力精神を養うため、学友会活動や課外活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

第 2 章 学習環境および秩序の維持等

(学習環境および秩序の維持)

第 3 条 学生は、教育と研究の場にふさわしい学習環境および秩序の維持に努めなければならない。

(禁止事項)

第 4 条 学生は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 他人の行動を妨害する行為
 - (2) 拡声器や音響機器等を使用し、騒音を発する行為
 - (3) 施設を占拠する行為、または立ち入り禁止場所に侵入する行為
 - (4) 施設、設備や備品を破壊、汚損や撤去する行為
 - (5) 学内での喫煙行為
 - (6) 大学入口付近、およびキャンパス隣接路上での喫煙行為
 - (7) 指定された場所以外での飲酒行為
 - (8) 特定の政党の主張や宗教上の教義を広める行為、またはそれらに反対する行為
 - (9) 連鎖販売取引(マルチ商法、ネットワークビジネス等)を広める行為
 - (10) スケートボード、キックボード、ローラースケート等による通学、およびそれらの学内持込または使用
 - (11) 本学の教育活動と研究活動を妨害する行為、または本学が教育と研究の場にふさわしくないと判断する行為
 - (12) その他前各号に準ずる行為
- 2 次の各号に該当する行為を行う場合、事前に本学の許可を得なければならない。
- (1) アンケート、署名活動または募金活動を行う行為
 - (2) 掲示、看板の設置またはビラ等を配布する行為
 - (3) 物品等を販売する行為

- 3 本条第1項の各号に規定した禁止行為を行った場合、および前項において規定した各号の行為を事前に本学の許可を得ずに行った場合は、懲戒を含めた処分を行うことがある。懲戒に関し必要な事項は学生懲戒規程に定める。

(本学構内への立ち入り)

- 第 5 条 午後9時30分から午前7時30分までの間、本学構内に立ち入ることを禁止する。
 - 2 日曜日および授業を行わない国民の祝日は、原則として本学構内に立ち入ることを禁止する。
 - 3 前項以外に本学構内に立ち入ることを禁止する場合は、当該日時等を掲示板等により公示する。

(施設、設備および備品等の使用上の注意)

- 第 6 条 本学の施設および設備を使用するには、本学の許可を得なければならない。
 - 2 学生は、本学の施設、設備および備品等を大切に扱わなければならない。
 - 3 学生による本学での電熱器具、ガス器具、石油ストーブ等の使用を原則として禁止する。大学祭等においてそれらを使用する場合は、事前に事務局学生部の許可を得なければならない。
 - 4 学生が故意または不注意により、本学の施設、設備および備品等を毀損した場合には、相当額の弁償の責任を負う。
 - 5 その他各使用規程を準用する。

第 3 章 証明書

(学生証の交付および携帯)

- 第 7 条 学生証は、入学時に交付する。本証は、本学学生としての身分を公に証明するもので、在籍期間中は1枚の発行を原則とする。
 - 2 学生証を他人に貸与や譲渡してはならない。
 - 3 学生証の複写または複写物の使用してはならない。
 - 4 学生証は常に携帯し、本学の教育職員、事務職員ならびに関係者の要求があるとき、または授業の出欠確認、学内試験、図書館入館・図書貸し出し、各種証明書交付申請等の際は呈示しなければならない。
 - 5 学生証を携帯していない者、本学の教育職員、事務職員ならびに関係者の呈示要求に応じない者に対しては、学外退出を求めることがある。
 - 6 学生証の記載事項に変更が生じた場合、学生は速やかに事務局学生部に届け出て、発行者の訂正を受けなければならない。

(学生証の有効期間)

- 第 8 条 学生証の有効期間は、学部は4年間(編入学は2年間)、大学院博士前期課程は2年間、大学院博士後期課程は3年間、短期大学部は2年間、別科は1年間とする。

(学生証の再交付)

- 第 9 条 次の各号に該当する場合、学生は事務局学生部に学生証の再交付願を提出しなければならない。当該担当部署は、次の第3号を除き再交付手続から2日後(本学休業日を除く)に交付する。
 - (1) 学生証の盗難または紛失の場合
 - (2) 著しい汚損またはやむを得ない事情がある場合
 - (3) 留年または休学による学生証の有効期間の延長の場合
 - 2 前項第1号における盗難または紛失の場合、学生は直ちに最寄りの警察署に届け出なければならない。

(学生証の返還)

第 10 条 卒業、修了、退学または除籍により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証を本学に返還しなければならない。

(通学定期乗車券購入証明書の交付)

第 11 条 通学定期乗車券購入証明書は、公共交通機関の通学定期乗車券を購入する者に交付する。

2 当該証明書を他人に貸与や譲渡してはならない。

3 当該証明書の複写または複写物の使用をしてはならない。

4 当該証明書の盗難、紛失のときは、学生は事務局学生部で再交付手続をとらなければならない。

(通学定期乗車券購入証明書の有効期間)

第 12 条 通学定期乗車券購入証明書の有効期間は、卒業・修了年次生を除き、交付した年度の3月31日までとする。ただし、別科学生(以下「別科生」という)については、当該証明書の有効期間を入学時から1年間とする。

(学校学生生徒旅客運賃割引証の交付)

第 13 条 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)は、JRの各旅客鉄道会社等において学割運賃の適用を希望する者に交付する。学割証を他人に貸与や譲渡してはならない。

2 学割証の複写または複写物の使用をしてはならない。

(各種証明書)

第 14 条 在籍証明書等本学が発行する各種証明書を他人に貸与や譲渡してはならない。

2 各種証明書の複写または複写物の使用をしてはならない。

3 証明書自動発行機(即日交付)以外の各種証明書の申込時間は、午後5時(土曜日は午後4時)までとする。

第 4 章 入学誓約書、保証書、同意書の提出および学籍情報の登録、変更

(入学誓約書、保証書および同意書の提出)

第 15 条 学生は、入学時に保証人または親権者連署のうえ、入学誓約書、保証書、および同意書を提出しなければならない。ただし、別科生については、保証人または親権者の連署を必要としない。

(学籍情報の登録)

第 16 条 学生は、教育研究活動等を遂行するうえで最低限必要な学籍情報を、本学が指定する期日までに定められた方法により登録しなければならない。

(学籍情報の変更)

第 17 条 学生は、本人の氏名や住所、および保証人または親権者の氏名や住所、その他登録内容に変更が生じたときは、速やかに事務局学生部(別科生は国際交流部)に届け出なければならない。

第 5 章 学籍異動の手続

(退学)

第 18 条 病気その他やむを得ない理由等自己都合により退学しようとする者は、所定の退学願および当該理由を証する書類等を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 12月授業終了日の翌日以降に退学を申し出た場合の退学許可日は、当該年度の3月31日とする。ただし、9月入学者および別科生はこの限りでない。

- 3 9月入学者が7月授業終了日の翌日以降に退学を申し出た場合の退学許可日は、翌月の8月31日とする。
- 4 除籍となる者は、退学を願い出ることはいできない。

(再入学)

- 第 19 条 本学への再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が学年の始めにおいて相当年次に入学を許可することがある。
- 2 前項により再入学することのできる者は、大学学則第 48 条、大学院学則第 44 条、短期大学部学則第 44 条により本学を退学し2年以内の者とする。
 - 3 再入学を希望する者は、再入学年度の前年度1月末日までに所定の再入学願を提出しなければならない。
 - 4 9月入学者の再入学は9月とする。再入学を希望する前年度の6月末日までに当該願を提出しなければならない。
 - 5 大学学則第 49 条、大学院学則第 45 条、短期大学部学則第 45 条にもとづき除籍となった者は、再入学できない。
 - 6 懲戒により退学となった者は、再入学できない。
 - 7 特許入学試験(S方式・A方式・B方式)で入学し、退学した者が再入学を認められた場合は、退学前に活動していた同一クラブに加入し、在学期間中継続して当該クラブの活動を行わなければならない。
 - 8 再入学については、退学時の理由解消の確認を事前に行う。

(休学)

- 第 20 条 病気その他のやむを得ない理由により長期にわたって学修することができない者は、所定の休学願および当該理由を証する書類等を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 休学願の提出期限は、次の各号に定める。
 - (1) 当該願を提出する年度の休学を希望する場合は、当該年度の12月授業終了日までに当該願を提出しなければならない。
 - (2) 9月入学者が当該願を提出する年度の休学を希望する場合は、当該年度の7月授業終了日までに当該願を提出しなければならない。
 - (3) 大学院生が1学期間の休学を希望する場合は、当該学期の授業終了日までに当該願を提出しなければならない。
 - (4) 別科生が休学を希望する場合は、当該学期の授業終了日までに当該願を提出しなければならない。
 - 3 休学期間は、次の各号に定める。
 - (1) 学部の休学期間は、休学許可日から当該年度の3月末日までの1年以内とし、通算して2年以内とする。ただし、9月入学者の休学期間は、休学許可日から当該年度の8月末日までの1年以内とする。
 - (2) 大学院の休学の期間は、1学期または1学年を区分とし、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えることができない。
 - (3) 短期大学の休学期間は、休学許可日から当該年度の3月末日までの1年以内とし、通算して2年以内とする。
 - (4) 別科の休学期間は、休学許可日から当該学期の終わりまでとする。
 - 4 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

- 第 21 条 大学学則第 46 条、大学院学則第 42 条、短期大学部学則第 42 条、別科規程第 24 条にもとづき休学した者が休学理由の解消により復学を願い出た場合、学長がこれを許可することができる。ただし、年度途中および学期途中での復学は許可しない。
- 2 復学を希望する者は、休学年度の 2 月末日までに所定の復学願を提出しなければならない。
 - 3 9 月入学者が復学を希望する場合は、休学年度の 6 月末日までに当該願を提出しなければならない。
 - 4 大学院生が 1 学期間休学をして復学を希望する場合は、休学学期終了日の 1 カ月前までに所定の復学願を提出しなければならない。
 - 5 別科生が復学を希望する場合は、休学学期終了日の 1 カ月前までに所定の復学願を提出しなければならない。

第 6 章 授業料その他納付金

(納付方法)

- 第 22 条 別に定める授業料その他納付金は、期日までに納入しなければならない。ただし、授業料その他納付金は学期ごとに分納することができる。

第 7 章 公示および諸伝達

(公示および諸伝達方法)

- 第 23 条 本学からの学生に対する重要事項の伝達は、所定の掲示板等に公示する方法によって行う。
- 2 学生は自己の責任において、掲示板等にて公示内容の確認をしなければならない。

(奨学金の紹介)

- 第 24 条 奨学金(日本学生支援機構等)に関することは、奨学金専用掲示板等に掲示する。

第 8 章 集会・行事および団体の設立等

(集会および行事の手続)

- 第 25 条 本学内(以下「学内」という)における集会および行事を行うすべての場合、事前に当該責任者が当該集会および行事内容を書面にて事務局学生部に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。諸般の事情により、当該集会および行事を許可しない場合もある。
- 2 集会または行事が、許可を得た内容と異なる場合や学内の秩序を乱す恐れがあると判断される場合は、学生部長(不在の場合は学生部委員または事務職員、これに準じる者として守衛等)が集会または行事の中止や解散を命じる。

(大学公認学生団体の設立)

- 第 26 条 学内において、大学公認学生団体を設立しようとするときは、当該責任者は所定の書式により役員・部員名簿および設立趣旨等を学友会へ申請したうえで、学生部委員会の承認を受けなければならない。
- 2 本学公認学生団体は、毎年所定の期日までに役員・部員名簿を学友会へ提出しなければならない。学友会は同名簿を事務局学生部に届けなければならない。
 - 3 本学公認学生団体のみが、学内外において本学名を使用することができる。本学公認学生団体以外の団体等は、本学名を使用してはならない。

(掲示の手続および期間)

第 27 条 学内における掲示は、当該掲示にかかる責任者あるいは団体を明確にしたうえで、事務局学生部の承認を受け、所定の掲示板等に掲示しなければならない。ただし、諸般の事情により、当該掲示を認めない場合がある。

- 2 掲示期間は、10 日間を限度とする。掲示期間を超えたものは、当該責任者あるいは団体が、速やかに撤去しなければならない。ただし、学友会行事に関する掲示については、諸般の事情を考慮し延長することがある。

第 9 章 学習・生活支援

(クラスアドバイザー等)

第 28 条 学生の学習面と生活面を支援・指導するために、各学部および別科においては各クラスに教育職員等によるアドバイザーを配置する。

- 2 学生の学習面と生活面の他、就職・大学編入学等の支援・指導をするために、短期大学部においては各クラスに教育職員によるクラス担任を配置する。

(学生相談室)

第 29 条 学生相談室は、学生の生活面の悩みなどについて個別に相談に応じるとともに、必要に応じて各クラスのアドバイザー等と協力し、その解決に努める。

第 10 章 保健衛生

(保健衛生)

第 30 条 学校保健安全法第 5 条にもとづき、学生は定期健康診断を毎年受診しなければならない。

- 2 所定の定期健康診断を受診できなかった場合は、1 週間以内に他の医療機関で検査を受け、健康診断書を保健管理センターに提出しなければならない。
- 3 学生の健康相談や救急処置等は、保健管理センターが行う。

第 11 章 通学時の遵守事項、通学方法と通学車両の登録

(車両による通学許可)

第 31 条 学生は、原則として徒歩および公共交通機関の利用により通学しなければならない。自動車等による通学は禁止する。

- 2 自動二輪車、原付自転車または自転車で通学する場合は、事前に許可を得なければならない。許可を得ることなく通学した場合は、懲戒を含めた処分を行うことがある。懲戒に関し必要な事項は学生懲戒規程に定める。
- 3 別科生については、自動二輪車または原付自転車での通学を禁止する。

(自動二輪車、原付自転車通学または自転車通学手続)

第 32 条 前条第 2 項において許可された自動二輪車、原付自転車または自転車による通学の場合は、事務局学生部に許可申請しなければならない。

- 2 前項において許可を得た場合の有効期間は、当該年度中とする。
- 3 学生は、通学目的で許可された当該車両の確認しやすい部分に登録シールを貼付しなければならない。

- 4 学生としての身分を失ったときは、直ちに登録シールを破棄しなければならない。
- 5 所有者や車両に変更が生じた場合は、登録シールを破棄のうえ、改めて許可申請しなければならない。

(自動車の学内乗入手続)

第 33 条 特別な事情により学内に自動車を乗り入れる場合は、事務局学生部の許可を得なければならない。

(遵守事項および車両による通学与学内乗入許可の取消)

第 34 条 第 31 条第 2 項、第 33 条において許可を得た学生は、次の各号に定める事項を遵守するとともに、安全運転を心がけなければならない。

- (1) 交通法規等を遵守し、本学の指導に従うこと
 - (2) 指定された場所に、駐車または駐輪すること
 - (3) 車両運転者としてふさわしくない行為をしないこと
- 2 前項に定める事項を遵守しない場合、本学は当該学生に許可した車両による通学および学内乗入許可を取り消すことがある。

(放置車両の廃棄)

第 35 条 学内に車両を長期間放置してはならない。

- 2 本学が放置通告を行った日から起算して 30 日を超過した放置車両については、本人が当該車両の所有権を放棄したものとする。
- 3 前項の車両については、本学が処分する。

第 12 章 公欠および気象警報発表時等の授業の取扱

(公欠)

第 36 条 公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容(中間テストないし小テスト等各種の試験やレポートの提出を含む)まで免除するものではない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する欠席は、公欠とする。公欠届は原則として事後 2 週間以内に別に指示する部署で手続を終えた後、速やかに担当教員に提出しなければならない。ただし、学期末の授業終了間近の時期は当該届を事後速やかに所定の部署で手続し、担当教員に提出しなければならない。

- (1) 教育実習および介護等体験
- (2) 就職試験、内定式、内定会社での研修会および進学のための入学試験
- (3) 体育系競技会、文化系コンテストおよび演奏会等
- (4) 気象警報(特別警報または暴風警報)の発表
- (5) 駐日外国公館の面接
- (6) 感染症
- (7) 忌引
- (8) その他学生部長が特に必要と認めたとき

- 3 前項第 2 号に規定する内定式および研修会による公欠は、原則として各 1 日を限度とする。

- 4 第 2 項第 3 号に規定する競技会やコンテスト等による公欠は、本学公認学生団体(学生会に所属する団体を除く)に所属する学生を対象とし、原則として同一科目において 2 回を限度とする。ただし、諸般の事情を考慮し、さらに 2 回を限度として認めることがある。競技会やコンテスト等の

主催団体は、文部科学省、地方公共団体、私立短期大学協会、日本体育協会、学生連盟または新聞社等に限る。

- 5 第2項第4号に規定する気象警報による公欠は、第37条第2項および第38条第2項に定める。
- 6 第2項第5号に規定する駐日外国公館の面接による公欠は、本学の留学制度で留学するために必要なビザ(査証)取得のための面接に限る。
- 7 第2項第6号に定める感染症による公欠は、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症と診断された場合に限る。その場合医師の通学許可が出るまで登校できないこととし、医師の診断書にもとづき発病から通学許可が出るまでの期間を公欠とする。通学許可が出次第、医療機関の証明書を提出しなければならない。
- 8 第2項第7号に定める忌引による公欠は、次の区分によるものとする。

区 分	血 族	姻 族	区 分	血 族	姻 族
父 母	5 日	3 日	兄弟姉妹	3 日	1 日
祖父母	3 日	1 日	伯叔父母	1 日	—

ただし、葬儀等のため遠隔地に赴く必要がある場合は、その往復に要する日数を加えることができる。忌引休暇中に含まれる大学学則第21条、大学院学則第20条、短大学則第20条、別科規程第10条に規定する学生の休業日は、忌引休暇日数に算入する。

(大阪府下に特別警報または暴風警報発表時の授業等の取扱)

第 37 条 特別警報(本条および次条において、大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報をいう)または暴風警報が大阪府下のいずれかの市町村に発表された場合、本学は、授業および各学期末試験の措置等を決定する。

- 2 前項の警報(以下本条において「当該警報」という)が解除された場合の取扱については、次の各号に定める。
 - (1) 午前7時までに当該警報が解除されたときは、第1限目から授業を行う。
 - (2) 午前11時までに当該警報が解除されたときは、第1・2限目は休講とし、第3限目から授業を行う。
 - (3) 午前11時を過ぎて当該警報が解除されたときは、終日休講とする。
 - (4) 学期末試験の取扱については、試験規程に定める。
- 3 当該警報以外の気象警報であっても、本学が必要と判断した場合は、授業および各学期末試験の措置等を講じることがある。

(大阪府下以外に特別警報または暴風警報発表時の授業等の取扱)

第 38 条 特別警報または暴風警報が大阪府下以外に発表され、発表された市町村(以下「当該地域」という)に学生自身が居住する場合、対象学生の授業は公欠とする。

- 2 前項の警報(以下本条において「当該警報」という)が解除された場合の取扱については、次の各号に定める。
 - (1) 午前7時までに当該警報が解除されたときは、当該地域に居住する学生の授業は公欠としない。
 - (2) 午前11時までに当該警報が解除されたときは、当該地域に居住する学生の授業は第1限目・第2限目を公欠とする。
 - (3) 午前11時を過ぎて当該警報が解除されたときは、当該地域に居住する学生の授業は終日公欠とする。

(4) 学期末試験の取扱については、試験規程に定める。

(台風の接近等により公共交通機関が運休した場合の授業等の取扱)

第 39 条 台風の接近、自然災害または事故等により公共交通機関が運休した場合、本学は、授業および各学期末試験の措置等を決定する。

2 前項の運休(以下本条において「当該運休」という。)が解除された場合の取扱については、次の各号に定める。

(1) 午前7時までに当該運休が解除されたときは、第1限目から授業を行う。

(2) 午前11時までに当該運休が解除されたときは、第1・2限目は休講とし、第3限目から授業を行う。

(3) 午前11時を過ぎても当該運休が解除されないときは、終日休講とする。

(4) 学期末試験の取扱については、試験規程に定める。

3 第1項の公共交通機関は、次の各号のいずれかを対象とする。

(1) 京阪電鉄(本線)

(2) JR西日本(大阪環状線)および大阪市高速電気軌道「大阪メトロ」(同時運休)

4 台風の接近等により公共交通機関の運休が予定されている場合、またはそれに準じる場合は、その都度判断する。

5 第3項に掲げる公共交通機関の運休は、一部の区間のみの運休等は該当しない。

(ストライキにより京阪電鉄が運休した場合の授業等の取扱)

第 40 条 ストライキにより京阪電鉄が運休した場合、本学は、授業および各学期末試験の措置等を決定する。

2 前項の運休(以下本条において「当該運休」という)が解除された場合の取扱については次の各号に定める。

(1) 午前7時までに当該運休が解除されたときは、第1限目から授業を行う。

(2) 午前11時までに当該運休が解除されたときは、第1・2限目は休講とし、第3限目から授業を行う。

(3) 午前11時を過ぎても当該運休が解除されないときは、終日休講とする。

(4) 学期末試験の取扱については、試験規程に定める。

第 13 章 進路・就職指導および職業紹介等

(進路・就職指導および職業紹介等)

第 41 条 キャリアセンター委員会は、大学院および学部の学生を対象に各種ガイダンス、講座、講演会、企業セミナー等を開催するとともに、個別指導により就職の指導・職業紹介を行う。学生は、これらのガイダンス等に出席するよう努めなければならない。

2 進路指導委員会は、短期大学部の学生を対象に各種ガイダンス、講座、講演会、企業セミナー等を開催するとともに、個別指導により大学編入学の指導および就職の指導・職業紹介を行う。学生は、これらのガイダンス等に出席するよう努めなければならない。

3 大学院、学部および短期大学部の学生は進学、就職等に拘らず、キャリアセンターが指定する期日までに進路希望を所定の方法により届出なければならない。学生は修了または卒業後の進路が決定した時点で、速やかに進路状況をキャリアセンター所定の方法により届出なければならない。

4 進路、就職指導および第36条第2項第2号にかかる公欠届の承認は、進路希望の届出者を対象に行う。

第 14 章 表 彰

(表彰)

第 42 条 大学学則第 52 条、大学院学則第 61 条、短期大学部学則第 48 条、別科規程第 28 条の規定にもとづき、学生でよくその本分を尽くし、学力優秀、品行方正で他の学生の模範となる者は表彰する。

2 前項のほか、他の模範と認められる善行のあった者に対し、表彰を行うことがある。

第 15 章 その他

(拾得物)

第 43 条 学内において遺失物を拾得した場合は、事務局学生部に届け出なければならない。事務局学生部は、届出のあった日から原則として 3 か月間保管し、所有者が申し出ない場合には処分する。

(各種の問い合わせ)

第 44 条 各種の問い合わせは、事務局の当該担当部署に出向いて、これを行わなければならない。事務局は、緊急時を除き電話による問い合わせに応じない。

2 事務局は、学生の連絡先等の個人情報に関する問い合わせに応じない。

(改 廃)

第 45 条 この細則の改廃は理事会が行う。

附 則

1. この細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2. この細則の施行に伴い、従前の学生細則は廃止する。

改 正	平成 9 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
	平成 11 年 4 月 1 日	平成 23 年 12 月 8 日
	平成 12 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
	平成 13 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 14 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 15 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 18 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 30 年 10 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	

附 則

この細則の改正は、2020 年 4 月 1 日から施行する。(2020 年 2 月 28 日改正)

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 学生懲戒規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西外国語大学学則第 53 条第 4 項、関西外国語大学大学院学則第 62 条第 4 項、関西外国語大学短期大学部学則第 49 条第 4 項および関西外国語大学留学生別科規程第 29 条第 4 項にもとづき、学生の懲戒について定める。

(懲戒の種類等)

第 2 条 懲戒の種類は、次の各項のとおり定める。

- 2 退学は、学生としての身分を剥奪するものである。この場合、再入学は認めない。
- 3 停学は、本学が特に認めた場合を除き、登校および本学の学生としての活動(教育課程の履修、課外活動への参加を含む)を禁止するものである。
 - (1) 停学は有期停学または無期停学とし、有期停学の停学期間は 6 か月以下とする。
 - (2) 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しないものとする。ただし、停学期間が 3 か月を超えない場合には、修業年限に算入することができる。停学期間中も所定の授業料その他納付金を納入しなければならない。
- 4 譴責は、学生の行った行為を咎め、戒めるものである。

(懲戒の事由)

第 3 条 懲戒の対象となる事由は、次の各号の行為をいう。

- (1) 犯罪行為等、各種法令に違反する行為
- (2) 暴力またはハラスメント等、他人の人権を侵害する行為
- (3) 迷惑行為等、社会の秩序を乱す行為
- (4) 危険ドラッグ等の保持または使用行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 学外における課外活動中の飲酒行為
- (7) 指定された場所以外での喫煙または吸殻を捨てる行為
- (8) 論文執筆等における学問的倫理に反する行為
- (9) 未成年者の飲酒行為
- (10) 授業の出席や試験における不正行為
- (11) 正当な理由なく長期間に亘り授業を欠席し、成業の見込みがないと認められる行為
- (12) 学生の本分にそむき、本学の名誉を汚す行為
- (13) 本学の学則、学生細則およびその他の規程に違反する行為
- (14) その他前各号に準ずる行為

(懲戒の手続)

第 4 条 学生部長は、懲戒の対象となり得る前条に該当する行為があったとき、またはその疑いが生じたときは速やかに学長にその旨を報告する。

- 2 学生部委員会(以下「委員会」という)は、当該事案に係る調査を行い事実を確認するとともに、懲戒の可否および処分の内容を審議し、学長に対し原案を提出する。

- 3 委員会は、処分の原案を作成する前に該当する行為を行った学生(以下「当該学生」という)に弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が弁明の機会を放棄したときは、この限りではない。

(懲戒処分の決定)

- 第 5 条 委員会の懲戒処分にかかる原案が退学または無期停学の場合は、学長は事前に教授会(大学院は大学院委員会)の意見を聴き、懲戒を決定する。当該学生が留学生別科の学生の場合は、外国語学部教授会で意見を聴くこととする。
 - 2 懲戒は学長が行う。
 - 3 懲戒の発効日は、学長が当該学生に対し懲戒を通知する日とする。

(懲戒処分の公示)

- 第 6 条 学長は、懲戒処分を受けた学生の所属、学年、学籍番号、氏名、処分内容、処分理由、その他必要な事項を所定の掲示板に1か月間公示する。ただし、公示事項については事案の性質に鑑みて弾力的に取り扱う。

(無期停学の解除)

- 第 7 条 学長は、無期停学を解除することが適当と判断したときは、当該学生に解除を通知する。

(自宅謹慎)

- 第 8 条 学生部長が、第4条第1項において当該学生の行為が停学以上の懲戒処分に該当すると判断する場合、委員会の議を経て、学生部長は当該学生に対し、懲戒処分が決定されるまでの相当な期間を定め、登校を停止し自宅謹慎を命じることができる。
 - 2 謹慎期間は、停学期間の範囲で停学期間に算入することができる。

(本学公認学生団体の処分)

- 第 9 条 本学公認学生団体を対象に処分を行う場合は、第1条から第8条を準用し、学長がこれを行う。
 - 2 前項の処分は、廃部、活動停止および譴責とする。
 - 3 第4条第2項にもとづき、学生部長が当該学生団体の行為が活動停止以上の処分に該当すると判断する場合、委員会の議を経て、学生部長は当該学生団体に対し、処分が決定されるまでの相当な期間を定め、活動の自粛を命じることができる。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月7日改定)

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年2月26日改定)
2. 留学生別科学生に対しては、平成28年度秋学期入学生から適用する。

関西外国語大学大学院 授業料その他納付金規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西外国語大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第10章にもとづき、学生の入学金、授業料その他納付金の納入期日および納入方法等について定める。

(授業料その他納付金の種類)

第 2 条 この規程において、前条の授業料その他納付金とは授業料、教育充実費、諸会費をいう。

2 入学金、授業料、教育充実費の金額は、大学院学則別表第4に定める。

3 この規程において、諸会費とは院生研究会費、学生教育研究災害傷害保険加入料、同窓会費をいい、それらの金額は別表第1に定める。

(分納)

第 3 条 授業料および教育充実費は、諸会費を除き、納付者の希望により全納または学期ごとに分納することができる。

(納付期日)

第 4 条 前条の納入期日は、次に掲げる期日とする。

在 学 生	全 納		3月31日まで(4月入学) 8月31日まで(9月入学)
	分 納	春学期	3月31日まで
		秋学期	8月31日まで

2 新入生の納入期日は、入学手続時とする。

(延納手続)

第 5 条 授業料その他納付金の納入の延期は、正当な事由がある場合に学長が許可する。

2 前項における延納を希望する者は、原則として所定の書面にて保証人または親権者と連署のうえ、納入期日までに学長に願い出なければならない。

3 原則として、入学手続時の授業料その他納付金の延納を願い出ることはいできない。

4 延納を許可された者の納入期日は、春学期は7月15日、秋学期は12月15日までとする。

(未納者の取扱)

第 6 条 授業料その他納付金未納者は、これを納めなければ当該学期に履修した授業科目の単位を与えられない。

2 前条第4項に規定する期間内に授業料その他納付金を完納しない者は、除籍する。

(休学者の在籍料)

第 7 条 休学者の在籍料(大学院学則別表第4)の取扱は、次の各号のとおり定める。

(1) 1年間の休学を願い出る者は、所定の期日までに春学期在籍料と秋学期在籍料の合計した額を納めなければならない。

(2) 春学期のみの休学を願い出る者は、所定の期日までに春学期在籍料を納めなければならない。

(3) 秋学期の休学を願い出る者は、所定の期日までに秋学期在籍料を納めなければならない。

2 休学中の者が休学期間を延長する場合は、その都度許可を得なければならない。

(復学者の授業料その他納付金)

第 8 条 休学者が復学した場合は、当該年度の学年の授業料その他納付金を納めなければならない。ただし、春学期休学者が秋学期から復学した場合は、1年間の授業料その他納付金の半額を納めなければならない。

(退学者の授業料その他納付金)

第 9 条 中途退学を申し出た場合、在籍する学期の授業料その他納付金を完納していなければ、原則として許可しない。ただし、第 5 条第 1 項に定める延納手続を許可された者が、同条第 4 項に定める期間内に退学願を提出した場合、特別に退学を許可する場合がある。

(再入学者の授業料その他納付金)

第 10 条 大学院学則第 27 条の規定により再入学を許可された者は、再入学した年度の学年の授業料その他納付金に加えて、再入学の諸手続に必要な経費として大学院学則別表第 4 に定める入学金を納めなければならない。

(返還願出期日および返還金)

第 11 条 既納の授業料その他納付金の返還願出期日および返還金額は、次の各号に定める。

(1) 4 月入学の場合

	返還願出期日	返還金額
入学辞退者	入学前の 3 月 31 日	入学金を除き、既納の授業料その他納付金全額を返還する。
退学者	3 月 31 日	既納の次年度授業料その他納付金全額を返還する。
	8 月 31 日	既納の秋学期授業料その他納付金を返還する。 (諸会費は分納としないため返還しない。)
	願出期日にかかわらず、大学院入学時に徴収した学生教育研究災害傷害保険加入料の在学年数にもとづいた徴収不要金額、および同窓会費を返還する。	
休学者	3 月 31 日	次年度一年間休学の場合は、既納した次年度授業料その他納付金のうち、その年度の年間在籍料を除いた納付金全額を返還する。
		次年度春学期のみ休学の場合は、既納した次年度授業料その他納付金のうち、春学期在籍料を除いた授業料その他納付金全額を返還する。
	8 月 31 日	既納した秋学期授業料その他納付金のうち、秋学期在籍料を除いた授業料その他納付金全額を返還する。 (諸会費は分納としないため返還しない。)

(2) 9月入学の場合

	返還願出期日	返還金額
入学辞退者	入学前の 8月31日	入学金を除き、既納の授業料その他納付金全額を返還する。
退学者	8月31日	既納の次年度授業料その他納付金全額を返還する。
	3月31日	既納の春学期授業料その他納付金を返還する。 (諸会費は分納としないため返還しない。)
	願出期日にかかわらず、大学院入学時に徴収した学生教育研究災害傷害保険加入料の在学年数にもとづいた徴収不要金額、および同窓会費を返還する。	
休学者	8月31日	次年度一年間休学の場合は、既納した次年度授業料その他納付金のうち、その年度の年間在籍料を除いた納付金全額を返還する。
		次年度秋学期のみ休学の場合は、既納した次年度授業料その他納付金のうち、秋学期在籍料を除いた授業料その他納付金全額を返還する。
	3月31日	既納した春学期授業料その他納付金のうち、春学期在籍料を除いた授業料その他納付金全額を返還する。 (諸会費は分納としないため返還しない。)

(返還手続)

第 12 条 既納の授業料その他納付金の返還を希望する者は、所定の書面にて前条に定める期日までに学長に願い出なければならない。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

1. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。(2020 年 2 月 28 日改正)

別表第 1 諸会費

	院生研究会費	学生教育研究災害 傷害保険加入料 (入学時)	同窓会費 (入学時)
博士前期課程	5,000 円(年間)	1,750 円(2 年分)	10,000 円 (本学大学・短大以外 出身者のみ)
博士後期課程		2,600 円(3 年分)	

